

令和2年第1回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和2年3月3日

本日の会議 令和2年3月5日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本圭介君	議会事務局 理事 富永正彦君
参 事 森本陽子君	主 任 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
総 務 部 長 山本昭彦君	企 画 財 政 部 長 久保平敏弘君
建 設 産 業 部 長 日名子達也君	住 民 福 祉 部 長 中嶋敏純君
健 康 保 険 部 長 辻田正行君	水 道 局 長 濱 伸二君
会 計 管 理 者 山口利弘君	企 画 財 政 部 理 事 田中一之君
住 民 福 祉 部 理 事 栗山浩二君	総 務 課 長 荒木秀一君
秘 書 広 報 課 長 中村元則君	契 約 管 財 課 長 和田弘君
地 域 安 全 課 長 宮崎伸之君	政 策 企 画 課 長 荒木隆君
税 務 課 長 山崎昇君	収 納 推 進 課 長 藤崎隆行君
土 木 管 理 課 長 中尾盛雄君	都 市 計 画 課 長 山崎禎三君
産 業 振 興 課 長 川内佳代子君	福 祉 課 長 細田愛二君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり君	健 康 保 険 課 長 志田純子君
介 護 保 険 課 長 堀池英二君	下 水 道 課 長 山口新吾君
教 育 長 勝本真二君	教 育 次 長 森川寛子君
教 育 委 員 会 理 事 金崎良一君	教 育 総 務 課 長 宮司裕子君
生 涯 学 習 課 長 青田浩二君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 村田佳美君

会議録署名議員

9番 金子恵議員 10番 岩永政則議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 16時24分

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順6、堤理志議員の①近隣自治体との連携の現状について、②生活道路（平木場郷）の改善についての質問を同時に許します。

11番、堤理志議員。

○11番（堤理志議員）

皆さん、おはようございます。2点質問をいたしますが、まず1点目、近隣自治体との連携の現状について質問をいたします。現在、本町は長崎市、時津町との間で長崎広域連携中枢都市圏を形成し、住民が安心して快適に暮らしを営んでいけるようにするため、こうしたビジョンの策定の趣旨が謳ってありますけれども、そういったことで連携が行われているものと理解をしております。協定の締結後どのような連携が行われ、どのような効果が上がっているのかお伺いをいたします。また、本町と町民にとってそれが有益なものとなっているのかどうかをお伺いいたします。2点目、生活道路、これは平木場郷にあります生活道路、里道の問題でございますが、この改善について質問をいたします。町内の生活道路については、多くの箇所について改善要望があり、順次改修が実施されていると理解をしております。そうした中であって平木場郷山田橋付近から洗切小学校体育館側へ抜ける狭隘な生活道路についても、長年地域住民から改善の要望が出されております。この生活道路について住民の長年の要望に応えるべく、町として改善、改修に協力をする考えはないのかお伺いをいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さん、おはようございます。今日最初の質問者であります堤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。まず1番目の近隣自治体との連携の現状についてでございます。連携中枢都市圏につきましては、御案内のとおり平成28年度に連携協約の締結、ビジョンの策定を行いまして、これらに基づく取組を進めておるわけでございます。圏域の1市2町は以前から様々な分野において連携して取り組んでおりまして、協約締結後もこれらを継続するとともに、新たな取組についても検討、そして実施をしているところでございます。主なものとしてファミリーサポートセンターがございます。まずは住民のニーズを調査し、その結果を踏まえ相互利用に向けた協議を行ってまいりました。昨年度までに必要な要綱等を整備し、平成31年4月から相互利用をスタートしておるところであります。これによりまして、ニーズに応じた利用の選択肢

が広がるなどサービスの充実が図られたものと考えております。また、平成30年度から福岡市におきまして、移住、就職相談会を合同で開催をしております。圏域における仕事や暮らしを紹介する中で、長崎市の地名度も利用しながら本町の利便性や子育て環境などの魅力をPRすることで、働く世代の長与への移住を促したいと考えております。また、地域公共交通につきましても、広域での協議を行ってございまして、それぞれの市町の現状と課題を共有するとともに、国県の動向や意見を聴取しながら連携を深めておるところであります。こうした中、本町の地域公共交通会議では、委員として長崎市の参画を得まして、アドバイスをいただきながら乗合タクシーの試験運行を実施したところでございます。また婚活支援では、企業や団体間の独身男女の出会いの場を創出するため、グループ同士が交流できる仕組みを構築し、そのマッチングを図っておるところであります。町内だけではなく、広域で実施することによりさらに出会いの機会の拡大に繋がるものと考えてございまして、今年度からは県下全域、民間と連携した取組へとさらに拡大をしております。オープンデータにつきましても、1市2町共通した形式での公開を検討してまいりました。地域、年齢別人口のほか、指定緊急避難場所や公共施設一覧など、2次利用が可能なデータ形式で今月から順次公開する予定としております。これらの行政データをウェブサイト公開し、住民や企業等に活用していただくことで、圏域住民へのサービス向上、地域経済の活性化を図るものでございます。このほか、職員研修についても連携して取り組んでございまして、各市町が開催する研修への相互の参加により質の向上、研修機会の拡大に加え、圏域市町間の交流の活性化にも繋がっておるところでございます。これらの取組は、直接的あるいは間接的に住民サービスの向上に繋がるものであり、本町にとって、また町民の皆様にとっても有益なものであると考えております。引き続き1市2町で協議を行いながら、行政の効率化や町民の利便性向上に資するような連携の可能性について検討してまいりたいと考えております。

次に2番目の生活道路の改善という御質問でございます。町内の道路につきましては、御質問のとおり町内各所より町道のみならず、里道や個人所有の道路まで補修、改良、新設等様々な依頼や要望をいただいております。その場合すぐに現地に行きまして確認を行い、必要ならば安全対策を施し、緊急性が高い箇所から補修や改修を順次行い、歩行者の安全性の確保に努めているところでございます。今回の御質問の地域につきましても、通学路であり必要不可欠な道路として、以前より整備要望があつておることも理解をしておるところであります。その中で地域の方々の御尽力によります日々の管理及び最近では付近の竹や雑木の伐採を行うことによる日当たりの改善や倒木の危険性が軽減できたことは大変感謝をしておるところであります。また本町といたしましても、過去において防犯灯の設置や最近でも路面、側溝の整備を行っておるところであります。しかしながら、車両通行が可能となるような幅員の拡幅は、勾配が急な箇所の改修や法面保護により通行の安全性を確保する必要性があり、現地の状況を鑑みますと大変難しいものと考えております。そのために、まずはさらなる安全性の確保や利

便性を向上させるため、急勾配で滑りやすい箇所には階段や手すりの整備を行うなど、できる所から行い、住民の方が安全で安心して通行できる道となるよう行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

まず、ちょっと1点確認をさせていただきたいんですが、長崎広域連携中枢都市圏、この大本にあるのは、いわゆる国が、総務省が示していた定住自立圏構想がやはり大本にあるものか。ここをまず1点確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

まず定住自立圏のスキームが国から示されまして、1市2町で私ども締結に向けて協議を進めていたところ、新たに中核市以上の規模の都市を対象として連携中枢都市圏のスキームが示されたというところで、急遽、連携中枢都市圏へ切り替えたということでございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今、町長の方からいろいろなファミサポとか、移住促進等々、非常にきめ細やかな形でやってるということで御説明いただきました。この点については引き続きそういった形でやって住民の利便性の向上に資するものだというふうには思うんですが、一方で先程言った移住定住の問題でどうしても気になるのが、この間、長崎市、長与町辺りの人口流出。ここが非常に今マスコミ報道等でも話題になっておりまして、この状況が広域連携中枢都市圏構想の中で、元々は長崎南部経済圏で何とか人口を維持、止めおきたいというのが元々あったと思うんですよ。そうした想定からして、今回流出してる状況というのは、当初予定していた想定の内でのものなのか、それとも想定以上に人口流出しているなというふうに感じているのか、この辺り町としての見解はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この連携中枢都市圏の形成の目的として、御指摘のとおり人口減少であったり、高齢化ということに対応していくというものでございます。そうした中で転出超過という面で見れば、長崎市が2年連続で超過が市の中でワーストワンだったと。本町も昨年、転出超過が一番多く、昨年一定改善はしたんですけども、やはり一定の転出超過があるという状況でございます。この人口減少対策につきましては、この連携中枢都市圏での

取組が当然全てではなく、それぞれの市町の総合計画であったり、総合戦略であるという中で連携していくことで、さらなる抑制ができないかというふうな取組でございます。どうしても東京一極集中が進んでいるという中において、これを歯止めを掛けるというのは、なかなか困難であるということ。それともう1つの分析としては、県内の特に長崎市にある造船業を中心とした民間企業、こうしたものの影響があったということはあろうかと思えます。それが想定範囲内なのかどうかという評価という点までは至っておりませんが、実情としてそういった経緯があったということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

この問題は元々連携中枢都市圏を作ったあとに、想定以上に造船の撤退といますか、かなりの縮小があったり、つい最近コロナの問題で観光客が激減するというので、非常に今後どうなのかなと皆さん心配されてると思うんで、こうした点について早めに関わりの手を打たんといかんというふうにお考えだと思うんですが、こういう人口減の状況を受けて、新たに長崎市、時津、長与辺りで新たな一手を打つとかいうような考え方とか、こういったものをやったらどうだろうかというような、この3者で新たに手を打とうというようなものは、今、無いものかどうか、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この人口の問題につきましては、これまでも1市2町状況を持ち寄ってお互い分析をしているところでございます。現状としては、一昨年よりも昨年の方がこの圏域からの転出超過というのは一定抑制がされているところでございまして、1つは、合同の移住相談会、これは町にとっても実績が伸びております。相談件数、移住の実績ですね。そうした取組をさらに強化をしていくということと、来年度新たな連携ビジョンの策定ということを予定しておりまして、そういった中で、ビジョン会議の御意見等も踏まえまして、研究、検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今後検討していくということなんですが、今よくテレビで五島市の方が非常にテレビによく出て、いろんなPRを積極的にされてて、実際人口がかなり増えてるという状況がありますので、長崎市周辺は減っているけども、五島市の方が増えているというので、何か取組の参考になるものはないのかなというようなことの研究というのはなされていらっしゃるでしょうか。何が違うのか、何か違うことがあってるのか。地理的に言えば航路で本土から隔てられておりますから、逆に不便な地域にあるのに、なぜあちらは増

えて、こちらはなかなか増えないのか。この辺りの分析とかもうされていらっしゃるのかどうか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

移住のニーズといいますか、1つとしてゆったり島で暮らしたいとか、そういったニーズも一定ございます。そういった離島の魅力といいますか、そういったものをうまく発信をすることで移住に繋がっているものかというふうに思っております。一方でそうしたのんびりといいますか、島の暮らしではなく、やはり仕事がある所、そこで活躍しながら都会とまではいかずとも、そういった所で暮らしたいというふうなニーズもございます。こういったものが、やはり1つのヒントになるのではないかとこのところで、移住に対する取組を1市2町協議しながら進めているというところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

人口の問題についてはこの辺で止めて、次の点に移りたいと思うんですが、この間、同僚議員の一般質問の中でのやり取りで私はこの圏域の問題に関して2点あれっと思ったことがございます。その1つがバス路線の問題で、長与町内で長与町の住民を長与町の商店街なり商業施設に運ぼうというようなことでいろいろと計画している中で、そのときのやり取りの中で、圏域のこともあって時津町の方にも回すようにしたというような話があったと。ちょっとこれ確認ですね、私はそういうやり取りがあったと記憶していて、ちょっと控えてあったんですが、これが1点と、もう1つが図書館についても圏域の話との絡みで、圏域にもある、要するに長崎市にも図書館があるからということで、長与町に見合ったサイズ云々というような話題になったと。この2点ちょっとそういうふうに私は感じたんですが、間違いないかどうか、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

まず第1点目のバスの話ですけれども、確かに現在の地域公共交通網改善計画というのを策定して、現在それに沿って進めているところですが、その前段で1回検討したことがございます。そのときは車両を自ら購入して、どこからどこへ走らせるという検討をした際に住民のアンケートの結果、時津町へのニーズが高かったということで、時津町へという検討をしたんですが、購買力をみすみす町外へ流出させるということで、その計画は断念したということがございます。ですから、その点に関しましては、議員御指摘とは逆の観点で見送ったという経緯がございます。2つ目、図書館ですけれども、現状において長崎市、長与町、時津町1市2町の図書館をそれぞれ長与は長崎市民、時

津町民、長崎市は時津町、長与町民、全く同じような形で相互利用を今している状況にございます。そういう中において、今後図書館を整備するというのであれば、さらに利便性を高めるような連携ができないかということで、事務レベルで検討した経緯がございまして、ですから、住民が相互に利用するだけではなくて、図書館同士が何らかの連携ができないかということで検討する必要があるというようなくだりは、この議会の場でもあったと思います。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

連携中枢都市圏について、私は過去に2回ほど一般質問をした関係で、非常に議会の中で同僚議員とのやり取りで圏域という話が出るとおっと注目して、内容をずっと聞いているわけなんですけど、図書館の問題というのは、実は平成23年の12月議会で当時葉山さんが町長されてたときに、定住自立圏構想の問題は大丈夫かということで質問をさせていただいたときに、私は長崎市が中心的ないろんな機能、都市機能の集約を担う。時津、長与はそれを補完するというような考え方でやるということになれば、図書館はもう長崎市のを使って、長与町はもういいんじゃないというような形になりはしませんかというような懸念を質問したことがあります。そのときに町長が協定というのはあくまでも個別のものだと。これ当時の議事録をコピーしたんですけども、協定というのは個別のものであって総括的な協定ではありませんよと。そういうものだとということで、長与町に図書館が必要だということはもうずっと言ってることだし、長崎市に造るから長与町民はそっちに行つてと言うようなそういう乱暴なことでは長与町民は納得しない。それは町長としてはもう全然問題外の話だというふうにはっきり書いてあって、長与は長与としての法人格を持っているんだしというようなやり取りがあったもんですから、そういう姿勢なら、私は高台に図書館があるという点については未だに造るということについては疑問を持ってる立場なんですけども、しかし、長与町の独自性というのが、この連携中枢都市圏をやっていく中で、いろいろ狭められていくという点については、どうなのかというふうに思いますので、ちょっとそういう点で疑問に思ってたところに先日、長崎市との連携中枢都市圏もあるのだから、長与町の図書館が複合化、複合化というのは老朽化対策もありますけれども、集約化、複合化、そしてダウンサイジングというのもあり得るんじゃないかということで答弁をなされていたというふうに記憶しておりますので、そういう点でいえば、当初思っていた図書館について長与町の独自性が損なわれているんじゃないかという点を少し気になっていたもんで心配をしたんですが、再度何か補足があればお伺いしたいと思います。そういったことにはならないのか。

○議長（山口憲一郎議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

現状におきましても、長崎市内へ日中1万数千人の方が転出をされて、仕事、学校、通勤、通学をされて、そのついでと言いますか、長崎市立図書館を利用しているという現状がございます。その逆もでございます。そういう中で今後図書館を整備するに当たって、どういった連携ができるのかという協議ですが、図書館の機能は本の貸し借りだけとは私ども考えておりません。そこで当然、交流できたり、いろんな催しが開催できたり、最近紙の本ではなくて電子書籍などもございますので、要は一方向的に長与町民が市立図書館にお世話になることではなくて、長崎市北部であったり、琴海の長崎市民が長与町の図書館を利用すると、逆のことも想定しながらお互いの図書館にとって好都合となるようなコンセプトを今後検討してまいりたいと。ですから御懸念の独自性が失われるということは決してございません。長与町としてどれだけの規模、どれだけの蔵書数、どのようなコンセプトでということを経営してまいりたいということでございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

独自性が失われることはないという答弁をいただきました。図書館の議論をここでするつもりはもうないんで答弁は結構ですけども、高台に造るという点について決して私はそれをやれという立場じゃなくて、というのは、図書館協会の公立図書館の任務と目標というものがあって、その中で利用者が気軽に使える施設でなければならないというような文言があるのと、それから図書館は単独施設であることが望ましいというふうに書かれてあるんですね。複合化になった場合のことも若干触れてますけれども、基本的にはやはり図書館というのは本来単独であるべきだというようなことも書かれてありますし、また気軽に使える施設でなければならないと、障害者が利用できるようなものでなければならないというようなことから考えても、どうなのかという点は思ってます。ただし、そういう圏域の長崎市の図書館があるから長与はってというような論法でやられますと、それはちょっと違うかなという点がありましたので、図書館を引き合いに出させていただきました。図書館のことはもうそれで結構なんですけど、この間ずっと連携を進めていって、今後新たな、来年度ですかね、また見直し等々がやられるということですが、現段階で協定項目を、今現状幾つかの個別の協定がありますけれども、これも加えよう、これもどうかというような新たに追加しようというものは町としてどういったものがあるのか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

町として、これからどういった連携の可能性があるのか、今後引き続き検討してまいりたいと考えておりますが、先日のビジョン会議の中で、これはビジョンに掲載すると

いうわけではありませんけれども、こういった視点でこういった連携の可能性についても考えてみてはどうかというものが、例えば水道事業の広域連携、これは先日報道でもございました。その調査、検討を連携して行うということ。それからファミリーサポートセンターの相互利用を開始しましたが、それ以外の子育て関連施設についても何か連携ができないかとか、そういったことは今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

町長が今度の施政方針の中でも、子育て支援についてもさらに力を入れていきたいというふうなことが盛り込まれておりました。しかし、この部分については恐らく長崎市も時津町も定住人口を維持、増やすためには子育て支援には力を入れていくんじゃないかなと思っているんですよね。そうなっていくと一定予算を取るということも今後十分に想定をしていかなければならないというふうに思いますけれども、例えば、長崎市、時津町、うちはさらに今よりもこういったこともやるよと。例えば西海市で言えば高校までの子育て支援の子ども手当ですか、そういったものをさらに上乘せしてやっていくというような対策も出しましたけれども、今後、例えば長崎市、時津町がそういったさらなる拡充をやっていくというときに、長与町も一定そういったものに足並みを揃える。あるいは一步先んじてやっていくというような形にならないと、町民から見て長与町は子育て支援にさらに力を入れたなという形にはなりにくいなというふうに思うんですが、そういった心構えというか、財政的な構え、子育て支援についての拡充、連携をしっかりとやっていくんだという考えがあるかどうか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

先程申し上げた子育て支援というのは関連施設の相互利用という観点でございまして、そういった子育て支援、補助だったり、助成だったりというものは足並みを揃えるというよりも、それぞれの市町で取り組むべきものというふうに考えてますので、今後ともそれぞれの特徴を生かしながら支援策を検討していくものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

先程新たに協定を考えていったらどうかというものの中に、水道事業という話が出ました。今度の施政方針の中でも浄水場の共同運営っていうか、そういったものも検討していくというような形がありましたが、これが概要どういったものを検討しているのか、現在考えている範囲内で結構ですので、お伺いをしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

現在、長崎市の浦上水源池にあります浦上浄水場の建て替え、長与町では第1浄水場の建て替えを予定しております。去年、交付税の関係で財政措置が得られるということで、共同化のメリットが出てきたものですから、まだ予算は確定しておりませんが、来年度、共同化に向けて検討を行いまして、共同の浄水場の利用をしていくか、単独で第1浄水場を建て替えるかということの検討を1年掛けて行いたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

まだ今からの検討段階ということで、あまり深くは聞くつもりはないんですけども、1つ気になるのが水道法の改正がありまして民営化というか、そういった問題が今いろいろと話が出ております。先日同僚議員の一般質問の中で、町としてはそうした民間委託というか、民営化というものはいろいろデメリットもあるので慎重姿勢かなというふうに感じたんですが、町としてはそういう姿勢だということは私も理解したんですが、長崎市が中長期的にやはりそういう同じような認識を持っているのか、それとも比較的長崎市はいろんなところを民間委託でどんどん進めていらっしゃいますので、一緒にやりました、ところがその先にもう民営化に行くというふうな流れになると長与町の独自性というか、長与町は長与町として町民の命と健康に直結する水はしっかり守っていききたいという、私はそういう思いがあられるというふうに思ってたんですが、それが揺らぐことに繋がっていかないかどうかということまで含めて、検討していく必要があるというふうに思うんですが、その辺りの見解はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

あくまでも共同利用をする浄水場という形で、経営権はそれぞれの自治体で持っておりますので、長与町は今のところ民間委託を考えておりません。あくまでも安心安全を優先させて住民の方に供給したいと考えておりますので、長崎市の方も、長崎県内でも今のところ民間を考えてる所は多分無いと考えております。そこら辺であくまでも長与町は、民間委託を今のところ考えてませんので、そういうことでよろしく申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

町としての考えは分かりましたが、是非今後の協議の中でその辺りの意思確認等も十分協議をしていかれるようにされた方が良いというふうに思います。以上で、連携の問題については終わりました、生活道路の問題の部分に移りたいというふうに思います。

先程の町長答弁では現状では難しいだろうということですが、利便性の向上については階段手すり等を今後云々というような話でございました。私も少し前に現地の方を見させていただいたときに、この里道が非常に道幅が狭いということと、そして高低差がある。そして平木場の本通りと言いますか、これに山を隔てて並行した形でこの狭い道が走っている、そこを里道がショートカットと言いますか、接続する形になってますが、車で直線距離にしてわずか数十メートルなのに行こうと思ったら、かなり遠くを迂回、先線の方から行くにしても迂回が遠い。手前の方から行くとしても三根の方から回り込まないといけないということで、非常に利便性が悪いというようなことを聞いて、もう前から地域住民の方、それから通学をされてる方の保護者等々からは、もう長年の要望が出てるといふふうに思うんですけども、できるできないは別として、もし、このルートが拡張できると、財政的な問題等をクリアして、土地の所有の問題とかクリアして、できるとしたら地域住民の利便性、そして安全性の向上に繋がるなというふうに私は感じるのですが、その辺りは同じ認識なのか。財政的な問題等々、ネックになる部分を解決すれば、町民の利便性には繋がるなとお思いかどうか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

道路の全般的な話としまして、今回生活道路の話が出ておりますが、道路というのはやはりある程度広くて、車が通れて、歩道がある。こういった道路というのがやっぱり望ましいというのは現状分かっております。特に今回のように近くにあるけど車では行きにくい。こういった所は長与町内にも多々あるかとは思いますが。道路というのは先程述べましたとおり、あればあるほど良いという認識ではあります。ただし、歩行者の安全を考える。車、交通の総合的な考えで道路を造っていくものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

この件に関して地元から署名が上がってるというふうに聞いておりますけれども、どのくらいの署名、数的にどのくらいの方々がそういう要望上がっているのか。もし分かればお伺いしたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

署名という形では、ここ数年では上がってませんが、当初では170から180ぐらいの署名が集まっているということを過去の答弁で確認をしております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

最近署名来てなかったですか。ちょっと私の勘違いなのかですね。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

請願という形で最近上がってる分については、そのもの自体私も手元に持っておりませんが、263名の署名がっております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

平木場の地域で260、200以上の署名といたら相当な民意だというふうに思います。やはり今すぐできるできないという問題はいろいろあるというふうにそこは私も分かるんですが、この署名の重みというのはやはり一定あるなというふうに私は思うんですが、今、できるできないは置いといて、やはりこの重みというのは一定町としても受け止める必要があるというふうに思いますが、町長御自身はいかがお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

この問題につきましては地元の方々が直接役場に来られまして、私もお会いしてお話をさせていただきました。請願あるいは支持者等々がそれだけいらっしゃるということは、それだけの数の重みというのはあるかと思えます。今、管理課長が申しましたように私もあそこを見に参りましたが、逆に車道を通さない方が通行者の安全というのが確保できるということもあるんですね。今は車ですから迂回と言っても例えば300メートル、歩けばそれだけの迂回でしょうけども、今は車社会ですすぐ行けます。そういう状況の中でやはり歩いたときに例えば通学者、そしてそこを通ってる方々の利便性を考えるときに道路状況、歩きやすいとか、手すりをつけるとか、雨になったときに道路の状態が悪くならないとか、そういったものを整備していった方が今の状況の中では合ってるんじゃないかと、そういったことを考えて今動いているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

現地に行きますと、おっしゃるようにずっと手は入れていってるんですよ。何もしてないということじゃなくて、少しずつでもやっているということは私も理解しております。そして先日ちょっと課長とも話したんですけども、通学路として子ども達の安全をと言われる方もいれば、車を通してって、そうすると子ども達の安全はどうなのというようなことで、要するに地元としての統一見解みたいなものがないと、なかなか手

の打ちようと言いますか、この辺も難しいなということも私も率直に感じております。是非そういったことも含めてもう率直に、そう言いますけど、やっぱり子どもの安全もあるでしょう。でも車も、じゃあどうしましょうというような、やはりその辺も含めて腹を割った形で協議をして、今、財源はちょっとないけども、何とかここまでならできますよ、というようなそういう話し合いというのはやはり密にされていって、何もしてくれんよというように思われないように、やはり協議というのはして行って欲しいなというふうに思うことと、そういう協議の場を惜しまないということと、可能な協力はしていくというスタンスを町としても示していくというようなことが、町民との信頼関係というものにも、すぐできなくても私たちのことを気掛けてくれてるなというふうに分かっていたらいいというのも非常に大きなことに繋がるとは思います、こうした点についての考え方をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

この道路につきましては、過去10年、20年以上前から話し合ってるのは存じ上げております。協議につきましても、その時々でずっと行っはおりますが、基本的な考えといたしましては、まず、大きな道路というのはなかなか町長答弁でもありましたとおり財源等いろいろ考えますと難しいという形で、議員からもおっしゃっていただきましたとおり、できる範囲で少しずつ可能な部分というのは今までもやってきたつもりではあります。ただし、どうしても道路ですので劣化していく部分というのがありますし、時代に応じた形での必要な部分というのが出てくるかと思えます。そこについては今後ずっと協議を詰めて、言われましたとおり、地元の人、そして自治会、学校、通学者、全てをお話できていければと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

私もスクーターでちょっと朝早くいろいろ走る用事がありまして、走っておりますと、平木場っていうのは非常に、長与町自体が非常に寒い地域なんです、平木場ってすごく寒いんですね。霜が他所では降りてなくても平木場はもう真っ白になってる。そういう地域で非常に滑りやすいんですね。そういった点でも先程階段手すり等をとということではありますが、やはりその地域の状況、そういった非常に滑りやすい場所なんだということがありますので、是非この辺りはそういう地域の特性も踏まえて対応すべきだというふうに思いますが、これは時期的に極力早くという考えをお持ちなのか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

この階段をいつする。手すりをいつ付けるっていうのは、まだ明確な時期的なものは申すことはできませんが、できる範囲でやっていくという考えでおりますので、来年度何か1つでも、少しでも前に進むようなことができればと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

先程から町長答弁でもあってますとおり、ここは通学路でございます。したがって、児童生徒の方々が安全に通学、通行できるように今後も地元を含めまして協議を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

いろいろ準備してきましたけれども、おおむね言いたいことの答弁をいただいたので、以上で私の質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時35分まで休憩します。

（休憩 10時20分～10時35分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、内村博法議員の①学校給食に関する課題について、②本町の公共工事及び物品発注等についての質問を同時に許します。

7番、内村博法議員。

○7番（内村博法議員）

早速ですけれども質問に入らせていただきます。まず、学校給食に関する課題について次のとおり質問させていただきます。（1）給食費の徴収業務、管理業務について文部科学省は学校や教職員の負担を減らすため公会計化を指導しておりますけれども、さらに進んでもう1つの方法として給食費を無料にする、いわゆる税金で賄う公費負担の方法がある。これは子育て環境の充実及び貧困家庭の救済に寄与するものであり、加えて保護者からの徴収業務が完全に無くなるという最善の政策であると考えている。給食費無料化の導入については、どのように考えているか。（2）昨年成立した食品ロスの削減の推進に関する法律により、地方公共団体は地域の特殊性に応じた食品ロスの削減に関する施策を策定、実施することが定められた。学校給食ロスの現状（年間の概略発生量及び残食率など）と削減対策はどのようになっているか。（3）給食アレルギー対策について。（イ）食物アレルギーを有する児童生徒の実態はどうか。また、これまで事故は

発生していないのか。(ロ) 現在、食物アレルギーに関してどのような給食の対策を講じているのか。(4) 学校給食で地場産物を活用することは、農産物の生産等に関わる方々の努力や苦勞を理解し、食への感謝の念を育む上で大切なことである。現状の利用内容及び利用率はどのような状況であるか。(5) 学校給食の衛生管理は万全の措置を講じていると思うが、課題はあるのか。(6) 現在、本町ホームページや広報ながよで、たびたび給食調理員の募集がなされているが、どの程度不足しているのか。また、給食運営に支障を来さないように、給食調理員の処遇面の改善に努める必要があると考えるが、人材確保についてどのように考えているか。

②本町の公共工事の物品発注等について次のとおり質問いたします。(1) 本町の公共工事等の発注については現在指名競争入札がほとんどであるが、公共工事の品質低下などの弊害を防止するために、価格のほかに技術や品質などを評価する総合評価方式がこれまで推奨されてきた経緯がある。現在本町では何故総合評価方式が採用されていないのか。(2) 本町の各部課における物品発注についてはどのような発注方式を採用しているのか。(3) 入札妨害や架空発注などの不祥事を防止するための対策や内部牽制をどのように実施されているか。(4) 第4次長与町行政改革大綱に公共工事の適正化として入札契約制度の見直しを計画されているが、これまでどのような改善を実施されてきているのか。(5) 公共工事等に関する特別な契約として自治体間の契約があるが、高田南土地区画整理事業における本町と長崎県との契約は地方自治法に基づく事務の委託契約で締結されているのか。(6) 今年4月に民法改正が施行され、①瑕疵担保責任に関する見直し②短期消滅時効の廃止③定型約款に関する規定の新設④保証に関する見直し、法定利率の見直しなど、大幅な改正となっている。本町業務への影響が多岐にわたると思うが、請負工事契約や売買契約に関する契約約款、契約書の書式などについて、本町の対応はどうするのか。以上質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、内村議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目の御質問につきましては所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは2番目の御質問についてのお答えとさせていただきます。2番目1点目の御質問でございます本町の公共工事及び物品発注等についてのお尋ねでございます。総合評価落札方式とは、価格だけで評価をしていた従来の落札方式とは異なり、品質を高めるための工法や技術などを合わせて評価し、契約の相手を決定する方式でございます。利点といたしましては、提案内容の評価と価格評価をバランスよく組み合わせることができることとでございます。本町といたしましても、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、平成20年10月に長与町建設工事総合評価落札簡易型試行要領を制定し、同年度におきまして1件の総合評価落札方式での入札を行ったところでございます。このあと試行数の

さらなる拡大を図るために、長与町建設工事総合評価落札方式特別簡易型試行要領を制定いたしまして、平成21年度に1件、平成22年度に1件、平成24年度に1件の入札を実施しております。総合評価落札方式は発注方式の一つでございまして、近年では総合評価落札方式と同じく提案内容を重視して業務受託者の選定を行うことで、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することができる公募型プロポーザル方式の発注も行っているところでございます。今後も数ある発注方式の中から、発注内容と各方式のメリットを比較いたしまして最適な発注方式の検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして2点目でございます。本町の各部課における物品発注については、どのような発注方式を採用しているのかというお尋ねでございます。長与町財務規則により、予定価格が10万円を超える場合2人以上の者の見積書を徴し、町にとって最も有利な価格を提示した業者との契約を行い、発注をしているところでございます。

3点目でございます。入札妨害や架空発注などの不祥事を防止するための対策や内部牽制をどのように実施をされているのかという御質問でございます。入札妨害の対策、対応につきましては、長与町工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領の規定により、町が発注する工事、調査、設計、測量業務などの入札参加者の指名に当たり、事故及び不正行為等を行った建設業者等の指名を規制し、事故及び不正行為等の防止を図っておるところであります。架空発注の対策につきましては、長与町財務規則及び長与町における適正な会計処理に関する事務処理要領により、各所管課において物品等を発注しているところであります。この処理要領は、まず各所管課においては、物品等の発注から請求までを十分に把握をいたしまして、適正な運用に努めるための発注管理簿を作成しております。発注した物品が届きましたら、納品書と現品及び請求書と納品書との照合を契約管財課で行っております。その照合対象としましては、光熱費、食糧費、修繕費を除く全ての需用費、原材料費、備品購入費でございます。このように契約管財課で監察行為の徹底を図り、架空発注の防止に努めておるところでございます。

続きまして4点目の第4次長与町行政改革大綱に公共工事の適正化として入札、契約制度の見直しを計画されているが、これまでどのような改善を実施してきたのかというお尋ねでございます。第4次長与町行政改革大綱の基本方針、財政の健全化の取組の1つといたしまして、公共工事の適正化を掲げ入札契約制度の見直しに取り組んでいるところであります。町が発注する建設工事、建設コンサルタント業務の入札の透明性と公平性を図るため、予定価格及び最低制限価格のランダム化に基づく決定等に係る事務処理手続きを行うための要綱を策定いたしました。さらに建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正されたことを踏まえ、町が発注する工事の入札につきまして入札及び契約の不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算能力の向上を図るため、第1回目の入札時に入札者に工事費内訳書の提出を求める措置を行いました。また公共工事の適正化や品質確保の促進に向けた取組等を行う九州ブロック発注者協議会におきまして、県内はもとより九州地区

内で他団体の事例や、法改正に伴う要改正箇所の捕捉などの情報共有を行っております。

次に5点目でございます。高田南土地区画整理事業における本町と長崎県との契約についてのお尋ねでございます。本町が施行する高田南土地区画整理事業につきましては、昭和61年8月1日より長崎県へ事務の委託を行っております。この事務の委託につきましては、議員が先程御指摘をされましたとおり地方自治法を根拠としており、同法第252条の14に規定されているものでございます。

続きまして第6点目の御質問でございます。請負工事契約や売買契約に関する契約約款などについて、本町の対応はどうかという御質問でございます。今回の民法改正は明治29年に制定されたあと、およそ120年間ほとんど改正がされていなかった契約に関する規定を中心に、社会経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から、基本的なルールを適切に明文化することとしたものでございます。今回の民法改正を受け、建設業法第34条第2項の規定により中央建設業審議会が公共工事標準請負契約約款を大幅に見直し、その実施を令和元年12月に勧告しています。町としましては、以前より県の建設工事標準請負契約書を準用しておりますことから、県の改正内容の通知を受けたのちに長与町建設工事標準請負契約書の改正を行う予定でございます。そのほかの契約についての約款は、具体的な内容が個別に異なるため、原則として所管において検討することとなりますけれども、契約管財課におきまして民法改正を受けた契約書式を準備しておりますので、随時相談に応じたいと思っておりますのでございます。私の方から以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、私の方から内村議員の1番目1点目の給食無料化の導入についてどのように考えているかの御質問にお答えいたします。学校給食に掛かる経費につきましては、学校給食法で規定されており、学校給食の運営に必要な施設設備の整備費、学校給食調理員等の人件費については学校の設置者が負担し、それ以外の経費である食材料費等については保護者の負担となっております。令和2年度につきましては、小学校月額4,143円、中学校4,805円の11か月分を保護者に御負担いただくようにしております。小中学校の学校給食費を無料にして公費で負担するとすると、年間で1億5,000万円程度の費用が掛かり、新たに大きな財政負担を伴うこととなります。したがって、今後も食材料費につきましては、保護者に負担をお願いするように考えております。

1番目2点目の御質問であります学校給食ロスの現状と削減対策にお答えいたします。昨年10月に1週間調査いたしました結果から1か月分を推計しましたところ、長与町全体で1,539キログラムとなりました。10月の児童生徒総数が3,459名ありましたので、これを母数として1人当たりの1年間の平均を算出いたしますと4.89キログラムとなりました。平成25年度環境省のデータでは、1人当たりの年間給食廃棄

物量は17.2キログラムであり、本町は3分の1程度となっております。学校における削減対策としましては、児童生徒が配膳された給食を完食することと考えております。完食するためには、児童生徒の努力だけではなく、おいしい給食を作ることや担任による指導が重要と考えております。

1番目3点目イの食物アレルギーを有する児童生徒の実態と事故の発生についての御質問にお答えいたします。小学生で139名、中学生65名であります。原因となる食物や症状は様々であります。本年度の発生は1件となっております。当日のうちにアレルギー反応の改善が見られ、回復いたしました。1番目3点目ロの食物アレルギーへの給食の対策についての御質問に対してお答えいたします。アレルギー疾患のある児童生徒の対応は医師の診断を基礎とするため、保護者等から申し出を受け対応するに当たっては、学校生活管理指導表の提出を求めています。また、給食提供における事故防止の徹底のため、アレルギー疾患対応を踏まえた献立作成の配慮や給食の各段階におけるチェック機能を強化し、継続的に改善する取組を行っております。取組の1つは、使用食材の詳細な資料による対応と自己除去によるものです。この手順は、まず、学校給食の原材料を詳細に記入した配合表と日計表を家庭に事前に配付し、それを基に保護者と該当児童生徒が除外して食べる物に印をつけて担任に返却いたします。該当児童生徒は、担任等の指示または児童生徒自身の判断で原因食物を除外しながら食べるようにしております。続きまして、弁当持参による対応では、学校は先程と同様、詳細な配合表と日計表を事前に該当の家庭へ配布いたします。保護者はそれを基に弁当を持参する日に印をつけて、担任に返却いたします。一部弁当なのか全部弁当なのかについては、保護者と担任、栄養教諭、養護教諭等と十分に相談して決定しております。また、除去食による対応では、学校は詳細な配合表と日計表を事前に該当の家庭に配布し、保護者はそれに基づいて除去を希望するものに印をつけて担任に返却します。学校は配膳する際に除去食を他のものと混同しないよう配慮し、確実に該当児童生徒へ渡すよう細心の注意を払うとともに、担任は配膳後も安全が確保できているか注意を払うこととしております。さらに、代替品による対応も行っております。学校は詳細な配合表と日計表を事前に該当の家庭へ配布し、保護者はそれを基に代替を希望する日に印をつけて担任に返却し、学校は可能な範囲で申請にあった原因食物を学校給食から除き、除かれることによって失われる栄養価を別の食品で補うこととしております。学校は、配膳や食事について食後まで細心の注意を払っております。以上のような対応をしております。

1番目4点目の地場産物の現状の利用内容と利用率についての御質問にお答えいたします。主な農産物と利用率につきましては、共同調理場での調査を基に御紹介いたします。米は100%ですが、穀類総計は55.8%となっております。野菜類は49.2%、果樹類は98.8%であり、農産物総計では51%となっております。

1番目5点目の学校給食の衛生管理に課題はあるのかの御質問にお答えします。学校給食の衛生管理については、学校給食衛生管理基準に基づき保健所の指導を受けながら、

施設の整備、食品の取り扱い、管理体制等について実態把握に努め、改善できるものについては適宜予算の範囲内において改善を行っております。

1番目6点目の給食調理員はどの程度不足しているのか。また、給食調理員の人材確保についてどのように考えているのかについての御質問にお答えいたします。給食調理員等につきましては、管理公社に委託をしております、単独調理場及び共同調理場の児童生徒数や献立を考慮して配置をお願いしております。給食調理員が退職した場合や休暇を取得した場合、代替の調理員を配置しなければなりません。食の安全を第一に考え、不足が生じないように募集を掛けておりますが、給食調理員の応募が少ない状況が続いております。今年度、調理場の空調設備を設置し職場環境の改善を図るとともに、良い人材を確保するため、令和2年度より、さらに初任給を引き上げ、定期昇給の幅を広げるなど給与面の改善にも努めております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

まず、学校給食の無償化。これは政策提言として今回提案いたしました。質問としてですね。先程学校給食法の給食費の材料費の負担を述べられたんですが、法の建前はそうでしょうけども、現実的にもう5%近い地方公共団体が実施しているわけですよ。文部省の発表ですよ、これ。だからそれは当たらないと思います。より改善される方向だから法律の建前を振り回すよりも現実論を考えられたら良いと思います。確かに費用が掛かるということ自体、私も承知しております。だから法律の建前は、確かに学校給食法の建前で私も確認しております。それにこだわらない。現実に関わっている所があるわけですよ。法律の建前以上にやっていると、それがあながち法律違反ということにはなっていないわけですよ。これはもうお分かりかと思うんですよ、敢えて言わなくても。最近では、大阪市長が2月の日経新聞で来年度に無償化を検討すると。60億から70億掛けてやるというのを表明されているんですよ。だからもう、これからは無償化の流れは加速していこうという認識で私はいるわけです。それでこういう政策的な課題として、今すぐやりなさいという意味じゃないんですよ。要するにこれからの方向性として子育て支援の充実、この間から町長が施政方針で子育て支援、教育の町というのを掲げておられるわけですよ。私は非常に良いことだと思うんですよ。今まで町長がそれを掲げられているというのは。町長が力説されていたんですが、施政方針を見たら3か所出てくるわけですよ。かなり思いが強いのかなと思いました。だからそういう観点から私はこの政策提言を行ったわけです、この一般質問で。確かに費用は掛かりますよ。ただ、時期的な問題もありますでしょうし、また財政上の問題もありますけれども、保育料の無償化ももう去年やっていると。次の狙いとしては給食費の無償化しかあり得ないんですよ。他にもいろんなものがあるかもしれませんが。大きな施策としてはこれが一番将来的に出てくると、こういうふうに私は認識しているわけ

です。くしくも2月に大阪の松井市長が検討すると日経新聞に載ってましたから、私も意を強くしたところでございます。要するに今すぐというわけじゃないですけども、例えば第10次総合計画とか、これから次期総合戦略がありますよね。そういうところに方向性として、この給食費の無償化を打ち出していただければなと私自身はそう思ってるわけです。確かに町長が施政方針の中で述べられていましたように、これまでの町の生い立ちと特性を考慮して子育ての充実、それから教育、これに努めてまいりましたと。さらにこれをまた発展していくということで、力強い言葉を述べられているわけですね。だからこれを是非政策課題として、今後取り上げていただければなと思ってるわけです。もちろん先程言いました財政上の問題は私も分かるんですけども、やはり方向性は示さない。子育て充実と言っているのだから方向性は施策として示さないといけないだろうと思ってるわけです。そこで町長がこれまでの町の生い立ちと特性という言葉使われましたんで、その特性が何だろうかと私も思ったりもするんですけども、私はこの長与町という町は、外部から大勢入り込んで来られたというのもあるんでしょうけども、全体的に言えば農業主体の町が勤労者主体の町に変貌してきたと。そうすると、やはり子育てとか、こういう教育という政策というのは非常に重要な政策じゃないだろうかと思ってます。そこで町長にちょっと御見解を伺いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

議員がおっしゃるとおり、公会計化のガイドラインが文科省から出されております。教育委員会もそういった事務等出てくるかと思いますが、現在のところ徴収率も99%を誇っておりますし、学校給食に伴う設備の老朽化等もあります。長与町の給食がおいしいというのは、いろいろな所からもお声をお聞きしております。そのためにも設備の充実と人材の安定供給、今のところはそちらの方に費用を掛けたいというふうに考えておりますので、無償化につきましては検討していないというところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

私、政策的な課題ということでこれを提案したわけですね。それで町長の見解を伺って、この質問は、まだほかにも再質問がありますので終了したいと思うんですけども、教育長の見解は先に述べられましたので、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員がおっしゃったように、私は子育ての町、教育の町という標榜をしております。特性というようなことも出ました。先程議員もおっしゃったように、長与町は準農園地

帯から、わずか5,000~6,000人の町から4万2,000人になったということで、そういった方々が地域をもって子どもたちを見守っていくというのが、ずっと代々続けられてきたと、それが今の子育てに繋がってきてるんじゃないかなと。本当にいろんな方々が社会の中で子どもを育てていこうという意識が強うございます。その辺りが1つあるかと思います。もう1つは、医療費の現物支給というのをやっております。保育料については国の補助もあるというようなことでございます。そういったいろんな要素がありますので、今言ってる内村議員のお気持ちは察せられるところでございます。子育てにつきましてはいろんなことが今からもあろうかと思っておりますので、その中で1つずつ検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

是非私の意を酌んで、今後、総合計画なり政策課題としてこういう方向づけをしていただけたらと思います。給食の無償化について一応大きな政策課題は終わりますけれども、当面の措置として給食費の就学援助がありますよね。この就学援助は大体給食費の無料も含まれてるんですけども、何パーセントぐらいの生徒が今、就学援助をされておられますか。パーセンテージでもいいし何割など、概算で結構ですから。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

令和元年5月1日の数字です。小学校で児童数2,350名中239名、中学校が生徒数1,103名中136名が準要保護ということで認定を受けております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

約1割ということで、だからその1割の方が今、給食費が実質無償化されてると。したがって、その分を除いたところで先の1億5,000万と言われたわけですね。就学援助も所得金額の目安が出てますよね。こういった基準の緩和といいますか、こういうところも一応見直しをされたらどうかなと思っております。その辺りはどう考えですか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

準要保護につきましては、生活保護の基準の1.2倍の範囲内で現在のところ認定作業を行っております。この基準で一定の効果はあるというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

できれば、そういう見直しを通じて、多くの人がこの就学援助を受けてもらえればと思います。是非、見直しの機会があれば、見直していただきたいと思います。

それで次に食品ロスの削減ですが、これは大阪の教職員の方がパンや牛乳を持ち帰ったってということで大きくテレビ報道されました。不要なものは持ち帰ってもいいのではないとか、いやそれはだめだとか、大きく報道されたわけですね。そういうことがあります、これを取り上げたわけでございます。長与町は基本的には廃棄処分なんですか。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

議員御指摘のとおり、廃棄処分でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

環境省が事業モデルで言われてるんですけども、ああいうのを参考にして、リサイクルできるものはして、捨てる量を減らしていくというのが大事なことじゃないかと思います。単に廃棄するだけじゃなくて。それは先程答弁されましたので、これ以上は言いませんけども、そういうことを徹底していく必要があるのではないかなと思います。それから給食アレルギーですが、通称エピペンって言ってますよね、アレルギー症状を緩和する注射剤。あれを所持してる児童生徒は何名おられますか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

小中学校合わせての数でお答えいたします。4名おります。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

そのエピペンですけども、取り扱いが容体が悪くなったら直ちに打たないといけないと、30分以内ですかね。東京都調布市で亡くなられた例がありますけど。10年近く前ですか。したがって緊急を要する場合は教職員が代わって打つということになっているそうです。だから、教職員がいざというときに打てないと何もならない。それも直ちにやらないといけないわけですね。そういう研修などはやっておられるんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

エビペンを所持している児童生徒がいる学校では、研修を年度当初に行っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それから衛生管理ですが、調理員の方というのは常に自分の健康も大事にしながら調理していかないといけないわけですよ。加えて検便の検査も月2回やって、そういうことをされてるわけですよ。だから、今回コロナウイルスも流行っているわけですが、これに対しては特別な対策というのはないわけですね。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

コロナに対する特別な指導というのは、現在のところしておりません。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

そしたら現行の衛生管理基準を徹底させると。こういうことで理解してよろしいですね。それから、調理員は全体で何人おられるんですか。およそで構いません。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

おおよそ正職員が50名、臨時職員が20名程度ということになっております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

管理公社との契約は派遣契約か、それとも請負契約か、どちらなんですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

請負契約となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それでは公共工事の発注に移らせていただきます。総合評価方式は先程御説明がありました。現在はほとんど導入されてないんですけども、過去において導入されているということで理解しております。やはり、この総合評価方式も評価項目のウエイトによっては偏ってしまうとか、そういう欠点もあるわけですね。受注者も偏る恐れ。あ

るいは地方公共団体の発注の裁量が大きくなるとか、そういうことが言われております。各入札制度もそれぞれ一長一短あって、例えば指名競争入札は談合が入りやすい。一般入札制度は安価でできるけど品質的に粗悪品が入ってくる可能性がある。それぞれ一長一短あるわけで、100%完全なものはないと理解しております。この辺りどのように考えておられるか、もしあればお答えください。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

議員の御指摘のとおり、各発注方式にメリット、デメリットがございます。私たちもそのようなものを見ながら発注内容と各方式のメリットを比較して、最適な発注方式を選択していきたいと思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

これまでの指名求札の予定価格に対する平均落札率、それから平均最低制限価格率。参考までに教えていただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

まず、予定価格に対する実際の落札率を申し上げたいと思います。今年度を含めて3年間の予定価格130万円以上の公共工事についての実績で申し上げますと、平成29年度91.11%、平成30年度89.98%、令和元年、これは令和2年2月末日でございますが90.91%。次に、設計額に対する最低制限価格率を申し上げたいと思います。今年度含めて3年間の予定価格130万円以上の公共工事についての実績で申し上げますと、平成29年度89.04%、平成30年88.91%、令和元年88.88%、こちらについても令和2年2月末日でございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

去年、国は最低制限価格率を見直しているんですね。上限の90%を92%に見直しております。長崎市とか長崎県もそれに応じて見直しをされて、今年から見直しされた最低制限価格について公表されております。我が長与町は一応75から90%と聞いておりますけれども、これを見直すお考えはないんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

最低制限価格率につきましては、長崎市、長崎県が90%から92%に変更されたところでございますけども、確かに今後、最低制限価格率は上がっていくと考えられます。しかし、県や長崎市に合わせて早々に変更をかけるべきとは考えておりませんので、本町につきましては、今後、近隣の動向を見ながら判断をしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

入札妨害とか架空発注、こういう不祥事ですかね。最近では川棚町で工事検査ですか。データの捏造をしたということで新聞報道に載っておりました。工事完了日から14日以内にしなければならぬ工事検査をしていなかったというのが元々の原因で、それが遅れて工事検査を行ったんですけれども、その検査日が捏造されたということで問題になったと新聞に書かれておりました。それから2、3年前、波佐見町でも官製談合で逮捕されたことがあります。それから最近でも和歌山県の紀美野町で官製談合で逮捕されています。したがって、やっぱりこういう不祥事というのは出てくるわけでございます。身の回りにもですね。波佐見町では直ちに職員倫理規程というのを作ったそうですよ。それとコンプライアンスガイドブックですね。それを受けて作ったわけですけども。やっぱり転ばぬ前の杖ということで、そういうものを事前に作っておくことが必要じゃないかなと思っておりますが、その辺りはどのように考えておられますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

波佐見町がガイドラインみたいなものを作成しているのは存じ上げておりますけども、長与町職員の倫理に関しては、地方公務員法の第30条から第38条に公務員が守るべき規律が規定されております。この中に守秘義務と信用失墜行為の禁止等書かれておりますので、長与町としましては、こちらの法を基に住民から期待されてる行動を認識した上で、職務の遂行に当たっているものと思っております。綱紀肅正等につきましては研修を含め定期的に職員の倫理につきまして周知を図っているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

機会があれば、波佐見町の例を教訓として見直しをされればいいかなと思っております。先程捏造と言いましたけど正確には、川棚町ですね、工事完成検査文書改ざんと載ってました。正しくはそういうことで問題になっておりました。この不祥事ですが、先程の物品購入ですけども、やっぱり私たち民間でも発注担当とそれから受入検査、これは別々にしないとイケない、同じ人がやったら不正が必ず起きるんですよ。恐らく管財課の方はそれをやってると思うんですけど、もう一度確認したいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

先程町長の答弁にあったように、うちの方で最後に監察行為を行っておりますので、そこで物品と確認をしております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

工事にも言えるんですが、設計者、検査員、管理監督者、あと関係する人たち、これはやっぱり重ならないようにしていくのが常套手段とえばいいんですが、1人きりにさせないというのが一番重要なことなんですよね。1人に任せたらもう絶対出てくるということで、波佐見町がその例だったらしいですね。原因をあとで調べてみたら、そういうことだそうです。あまり時間がないんで、物品購入のコストダウン。各部課の共通の物品があると思うんですよね。例えばパソコンとかプリンター、それからペーパーとか共通のものがあるわけですよね。それを各課購入するんじゃなくて、どこか1か所で一括購入ですかね。例えばパソコンの例をこの前町長が説明された町村会に一括して購買したら安くなると、そういう方法を。民間では私が働いていた所は集中購買と言っていました。そういう方式をとって、できるだけ安く買う方向でされたらどうかと。今パソコンはそうでしょうけども、ほかにも類似品があれば、そういった方法でできるだけ安く買って、そういう手がありますから、何か例があれば、教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

お答えします。契約管財課で行っているものは、先程議員がおっしゃったとおりパソコンの共同調達。また、ガソリンなどの燃料単価。それと庁舎内で使用しますコピー用紙を契約管財課で行っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

できるだけそういう物品を拡大して安く買って、コストダウンに努めた方が良くと思います。それから、先程高田南の契約を事務の委託ということで私も初めて知ったわけですが、この契約自体は委託発注者の権限を全て向こうに移すという契約なんで、非常に強力な契約なんです。逆に言えば、委託者にとってはもう全ての権限を失うという建前になっているわけですね。したがって、なかなかコントロールが難しくなると。それで、なぜこういう契約をしたか。そういう経緯が分かれば、ちょっと古い話で申し訳ないですけども温故知新という言葉もありますから。古きをたずねて新しきを知るとい

うのもありますので。どういう経緯でこの契約を選ばれたか。普通の契約では請負契約を選ばれるんでしょうけども、どうしてこの地方自治法上の事務の委託を選ばれたか。その背景があれば教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎都市計画課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

なにぶん昔の話でございますので、残された記録もあまり無かったものですから、その中で、昭和61年7月議会におきまして、事務の委託につきまして議案として提案させていただいた部分の議事録に沿ったところで御説明したいと思います。高田南地区につきましては長崎市と隣接しておりまして、周辺の市街地状況から一体的な整備を図ることが効果的で望ましいということでございまして、長崎市の一部を含めた区域を土地区画整理として一体的に検討を進めまして、1市1町にまたがるので県施行でできないかと県へ要望していた経緯がございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

何せスタートが古いので、ありがとうございます。これで背景が分かりました。

先程町長からも言われたんですけども工事費内訳書取扱ですね。これもホームページで載ってるんですけども、見積書の工事費内訳書をチェックして不正がないかどうか、不自然なところがないかということでチェックされてると。最終的には長与町建設工事等指名審議委員会で有効性の判断を行うということで書いてあるんですけども、この審議委員会、これは委員長はどなたがなっていますか。内部の組織ですか。

○議長（山口憲一郎議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

指名審議委員会の委員長は私で、委員は各部長に参加していただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

内部組織ということで理解しました。長崎市とか長崎県は外部の有識者を入れた外部の監視委員会を立ち上げているわけですけども、そういうことは今考えておられるんですか、そういう新たな監視委員会など。

○議長（山口憲一郎議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

現状では、そういう考えはあっておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

最後に、先程の食物アレルギーですが、野外活動に参加する場合どのような処置をとっておられますか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

アレルギー食につきまして、それが提供されないような形で全て行っておりますし、またの修学旅行等においても適切な処置をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

最寄りの病院との連携が必要になってくるんじゃないんですか。その辺り事前に調査されて、そういう対応されてるといえることですか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

議員御指摘のとおりでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

以上で終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで内村博法議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時まで休憩します。

（休憩 11時34分～13時00分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順8、安部都議員の①空き家、特定空家等、空き地の対策についての質問を許します。

6番、安部都議員。

○6番（安部都議員）

それでは、お昼からの1番バッター安部が質問をいたします。よろしくお願ひいたします。大きな①空き家、特定空家、空き地の対策について質問をいたします。空き家、空き地等に関しては、昨年末同僚議員からも質問がありましたが、住民からの相談を受

けましたので再度質問をいたします。本町の居住等の使用がなされていない常態化している空き家の可能性が高い家屋は254棟あり、そのまま放置すれば倒壊する状態、衛生上有害となる恐れのある状態、著しく景観を損なっている状態、放置することが不適切である状態にあると認められる特定空家となる可能性が高い家屋は17棟あると答弁されています。また、住民からの苦情も繁茂による隣接地の越境問題や強風による家屋の瓦や塀などの部材及び敷地内残留物等の飛散することへの不安、シロアリ発生の不安、不審者等の敷地内不法侵入を危惧するものがあると答弁されておりました。国が平成27年に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に遵守し、本町も施行されているものと思います。しかし、このような状態から察するに、地域住民の生命や身体、財産を保護するために防災と防犯対策、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼさないためにも、拡大しつつある空き家、特定空家、空き地の対策が緊急に望まれます。そこで本町における空き家、特定空家、空き地に関する現況や取組状況と今後の対策についてお聞きをいたします。(1) 空き家、特定空家等及び空き地の認定状況及び現在の取組をお聞きいたします。(2) 空き家、特定空家等となる原因や要因やそれに対する対策をお聞きいたします。(3) 空き家、特定空家等に認定された場合のデメリット等をお聞きいたします。(4) 空き家、特定空家等をなくすための対策と補助金の取組をお聞きいたします。(5) 空き家再生等推進事業の取組について考えをお聞きいたします。(6) 長与町空家等対策計画の策定取組と協議会制定についてお聞きをいたします。(7) 条例制定についての考えをお聞きいたします。(8) 自治体登録の空き家バンクについての考えをお聞きいたします。(9) 不明者土地特措法における所有者不明の対象物件の状況等お聞きいたします。これは所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法でございます。(10) 空き家の止水栓、ハンドル等の閉止についてお聞きをいたします。答弁よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、安部議員の空き家、特定空家等、空き地の対策ということで、御質問にお答えをさせていただきます。1点目の空き家、空き地の認定状況及び取組ということでございます。平成29年末に実施をいたしました長与町空き家住宅等実態把握調査の結果である空き家の可能性が高い家屋は254棟、そのうち特定空家等となる可能性が高い家屋は17棟でありまして、その後の再調査は行ってはおりません。空き家対策の取組といたしましては、空き家等に関する要望書を提出していただいたあとに職員による現地確認を行いまして、管理不足の空き家と判断できた場合は空家特措法第12条に基づき所有者等による空き家等の適切な管理を促進するため、口頭または文書によって適切な管理を行うようお願いをしておるところであります。また空き地につきましては調査等は行ってはおりませんが、取組状況といたしましては地域の住民の方などからの御相

談があった場合など、現地を確認後、必要に応じて所有者への草刈りや清掃等をお願いし、地域の生活環境の保全に努めている状況でございます。

2点目の空き家となる原因や要因やそれに対する対策についてはどうなのかという御質問でございます。本町が行った平成29年度調査におけるアンケートによりますと、空き家となった主な理由は居住者の方が亡くなった場合、居住者の方が施設に入った場合、居住者の方の入院が主なものでございました。一般的な要因としては人々の生活様式の変化や新築への願望、税制面での優遇措置などとともに少子高齢化や人口減少などが要因と考えられておりますけれども、それぞれの単純な原因ではなく、複合的に要因が組み合わされ空き家となるということが考えられます。その対策といたしましてはインターネット、広報紙による所有者の維持管理意識の啓発、長崎県宅地建物取引業協会が設置しております空き家相談窓口を紹介いたしまして、空き家の売却、管理、解体等のノウハウを伝えていただくことで空き家化の予防に繋がるものと考えておるところであります。この問題につきまして将来の見通しの分析等は行ってはおりませんが、本町におきましても、空き家が増加する可能性がないとは言えないので、今後は状況を注視してまいりたいと考えております。

3点目でございます。特定空家に認定された場合のデメリットはどんなものがあるかということでございます。特定空家等に認定された場合につきましては所有者に対し、まずは助言または指導、勧告、命令を経て、それでも改善が認められないという場合には除却、修繕、植栽の剪定等の行政代執行が行えることになってます。また勧告後、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることなどが考えられております。

4点目の空き家をなくすための対策と補助金についての御質問でございます。対策といたしましては、所有者の維持管理意識が重要であることの啓発活動、それとともに維持管理のノウハウを周知することが重要と考えております。補助金につきましては、建物の利活用に対する補助や解体工事に対する補助などの様々な助成制度が考えられます。そのため今後は国県の動向を注視し、当町にふさわしい助成制度とは何かを考え、他市町における先例事例等々を参考に研究、検討してまいりたいと考えております。

5点目の空き家再生等推進事業の取組についてはどうかということでございますけれども、この空き家再生等推進事業とは社会資本整備総合交付金の基幹事業でございまして、老朽化の著しい空き家が存在する地区におきまして、居住環境の整備改善を図るため空き家の活用及び除却を行う事業でございます。空き家等の除却等に要する費用の一部、空家対策計画の策定に必要な空き家等の実態把握に要する費用、空き家等の改修等に要する費用、こういったものが対象になります。当町におきましては、平成29年末に実施をいたしました長与町空き家住宅等実態把握調査に活用をしておるところであります。

続きまして6点目の長与町空家等対策計画の策定と協議会制定について、並びに7点目の条例制定については関連がございますので、一括してお答えをいたします。現在本町における空き家の可能性が高い家屋は254棟ありますが、所有者における利活用を

考慮いたしますと、その数はさらに少なくなるものと考えております。しかしながら、前にも申し上げましたとおり、今後空き家が増加する可能性がないとは言えませんので、空き家対策における計画策定及び協議会の設置、それに伴う条例等の整備につきましては、他市町における先例事例等々を参考に今後とも研究、検討をしてみたいと考えております。

次に8点目の空き家バンクについてでございます。空き家の増加を抑制するとともに、移住、定住の促進を図ることを目的といたしまして、県内においても空き家バンクを設置している市町がございます。一般的に市場価値がある物件は不動産業者が取り扱う場合が多く、市場へ流通しないような物件が空き家バンクに登録されているようでございます。本町では平成29年度にこのような市場に流通していない空き家につきまして実態把握調査を実施いたしました。現地調査に加え所有者へのアンケートを行った結果、現在利用しておらず今後の活用予定もないものは割合的には小さく、数も少ないものと考えております。また、空き家の状況といたしましては居住可能で程度が良いものも多く、今後民間事業者が手掛ける可能性が高いものと考えております。このようなことから現時点におきましては、空き家バンクを設置する予定はございません。

続きまして9点目の所有者不明の対象物件の状況等についてでございます。所有者不明土地法に定めるところの所有者不明土地に関しまして、該当する土地の有無や状況等について、本町が把握している事例は今のところございません。

最後の10点目の御質問でございます。空き家の止水栓の閉止につきましては、水道課では平成28年1月に起こりました大寒波で多発しました水道管凍結による漏水を防止するため、平成28年度から空き家の止水作業を実施しておるところでございます。空き家で漏水が発生した場合、近隣の方の通報及びメーター検針時等での漏水発見となり、止水に至るまでに期間を要することから、事前に本作業を行うことで漏水防止に努めておるところであります。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

それでは、再質問に移らせていただきます。空き家、特定空家及び空き地の認定状況と現在の取組であります。現在全国の空き家は、平成30年12月の結果では全国で849万戸、長崎県では10万1,500戸、15.8%、全国が14.1%ですので、非常に長崎県の空き家は多いということになります。そこで今答弁で町長が言われました適切な管理の促進をするために口頭や文書によって適切な管理をお願いしているということでありましたけれども、口頭や文書、適切な管理ということは何件ぐらいこれまで行ったのか。どのような対策を口頭、文書で、内容どのようなものかお知らせください。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

あくまでも指導とか命令ではなくて所有者への維持管理のお願いの分になりますが、口頭や文書で、過去5年間で12件行っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

よろしければ、その内容を教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

内容につきましてはほとんどが樹木の繁茂。これに関するのが多かったと思っております。ほかにも答弁でも述べました建物の部品が飛びそうなものは、現状を見に行って、そういったことが確認された場合には、先程言いました文書等でお願いをしております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

それでは自治会からの要望とか陳情などは、これまで何件ぐらいあったのか、お分かりになればお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

自治会から直接の要望というのは1件、把握しております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

それは対応としてはどのように当たられたのか、お願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

まずは現地調査を行いまして、所有者とアポイントが取れましたので現地にて話をさせてもらった経緯があります。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

それは解決済みなのか、それとも継続中なのか、どのような状態なのか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今のところ継続中でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

それでは誠心誠意対応に当たられていただきたいと思いますけれども、先程5年間で12件というところなんです、その空き家に対して現地確認をしたっていう所は、あくまでその場所に行って周りの状態、ガス管、ガス栓、水道の閉止、あとは表札などを見て確認をしたということによろしいですか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

現地確認の方法といたしましては、あくまでも中に入ることはできませんので、私有地です。外観から、外から見た目という形で判断しております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

先程町長の答弁も、前回もそうでしたけれども、可能性が高い空き家とか、そういった表現をされているのが、私どうも引っ掛かるんですけども、なぜ正確な空き家という形で特定ができないのか。その辺りはどのような断定をされているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

まず、特定空家となると法が定める協議会を開いてするという形となっておりますが、空き家とかこういったものに対して明確な定義があるのかと言われますと、なかなかグレーゾーンで動いてる部分もあるもので、あくまでも空き家の可能性が高いという表現でさせてもらっております。あと外観等調査のときに水道の閉栓とかで確認をさせていただいているんですけど、所有者と全てお話ができて数字が上がったかというところではなくて、あくまでもできる範囲で調査を行っておりますので、今回空き家ではなくて空き家と思われるという表現で留めております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

特措法によりますと1年以上定住してない状況、空いた状態ですね。それを空き家というふうな形で謳っているわけなんですけども、特定空家となると定義っていうのが

また難しくなると思うんですね。その辺り特定空家の定義というのはどうなってますか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

法律における特定空家は、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」が、特定空家という考えになります。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

それが今おっしゃったように、本町では特定空家の可能性が高いというのが17棟あるというところで理解してよろしいですね。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

可能性が高いという形でそのように考えます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

それでは254棟のうちに、例えば5年以上空き家の状態とかいうのが何棟ぐらいあるのか、分かりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

29年当時の調査のみですので、過去においてどうだったとか、過去5年とか、数字的なものは把握しておりません。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

現在空き家になっている。また特定空家になっている可能性高いですね。それが一番古いので何年経過してるというのも把握されてない。経過年数。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

基本的に過去何年とか数字は押さえておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

これはなぜかという、今後何年経過したということが必要になってくると思うんですよ。そのところがどういうふう to 今後していくかという対応を迫られると思うんですが、またそれはあとから言っていきます。それでは、国土交通省が平成30年データで、空き家自体の全国で賃貸用の住宅が3万7,900戸、売却用の住宅が2,300戸、それから二次的住宅っていうのがこれは別荘などなんですけど3,600戸、その他の住宅というのが例えば他県に移ったとか施設へ入居したとか所有者が死亡したとかというそういったものが5万6,600戸。こういうふう to しっかりデータ出てるんですね。となると、空き家自体こういう区分けの状態です to しっかり把握されていかなければならぬわけなんですけれども。本町における空き家って、賃貸用の住宅とか売却用の住宅とかそういった区分けをされていない状態ということで認識してよろしいのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

平成29年の調査におきましては、あくまでも一戸建ての個人所有分のみ調査を行っております。そのため民間賃貸分についての数字は調査対象外となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

先程の土木管理課長に補足ですけれども、議員が今おっしゃられてます空き家、全国 of 状況ですね。これが住宅土地統計調査に係る結果であると思います。これについては全数調査ではなくて抽出調査になりますので、要するに町内にそれが何戸あるかっていうのは統計上の数字であるということをお理解いただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解しました。もしこのような空き家、特定空家が災害や台風等、瓦や塀とか敷地内残留物が飛散し、近所に被害を及ぼした場合などあると思うんですが、その辺りの責任の所在を問われると思いますが、行政としてはどのように対処されるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

台風とか災害、こういったときの話になろうかと思いますが、例えばそれが道路と

か公園とかそういった所に来た場合には、まずは安全性を確保するために町の方で施工させてもらう部分はあるかと思います。緊急時にはですね。ただし、そういった部分が個人の家同士であった場合というのは、町で入ることはできないかと思います。ただし、先程もちよっと申しましたけど、緊急時とか災害で倒壊したとかそういったときであれば、町なり例えば消防団なりこういった形での介入はあるかと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

例えば、家主もいなくて後継者もないとか親族が相続放棄をしてるとか、そういった空き家に対して、例えばそういう災害などで被害を及ぼしたときに、被害者から町管理不行き届きとして訴えられる可能性も無きにしも非ず、危惧すらされる場所なんですけど、その辺りは今後の対策としてどのように考えるのかお答えをお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

空家等対策の推進に関する特別措置法第3条に所有者の責務というのがございます。建物につきましては所有者または管理者の責任ということになっておりますので、これにつきましてはいろんな案件があるかと思いますが、原則的には管理者または所有者で管理していただくと。責務ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

管理者の責任というところを今お答えになったんですけど、特定空家に認定していないとなると、そこは所有者が管理をしてなかったということになるかと思うんですけども、国土交通省の調査によりますと、特定空家に対する措置実績が30年10月1日で助言、指導が2,408件あつてます。そして勧告が156件、命令が18件、そして行政代執行が略式も入れて20件というところで、そうやって特定空家ってちゃんと認定をしてないと所有者も例えばいない場合、本当に管理がどこにあるんだと、責任の所在はどこにあるんだというふうな、やっぱり被害者から町として訴えられる可能性もあると思うんですね。だからそこをしっかりとやっぱり断定、特定をしとかなないと、あやふやになるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

空き家につきましては現在固定資産税等で納付書が発送を全部終わっておりますので、全て所有者については把握してる状況でございます。また、先程財産放棄等のことが議

員の方からございましたが、財産放棄をされても建物についての責務は残っておりますので、放棄をされても次の所有者に移るまでは責務があるということでございます、法定相続人にですね。こちらの方で御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

2番の空き家の原因、要因、対策についてなんですけれども、アンケートの結果は、空き家となった主な理由は居住者の死亡とか施設入居、入院など。生活様式の変化とか新築願望とか税制的なものという答えがありましたけれども、例えば居住者の死亡の場合は名義変更または子ども達に相続をされているのか。相続が全くいない場合などの方は寄付をしたいと、町の方に申し出たりする方はいらっしやらないんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎税務課長。

○税務課長（山崎昇君）

固定資産の中で土地建物を寄付したいという方は今のところ出ておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

私の知り合いが長与町在住なんですけども、自分達が購入した家。もうかなり高齢者で子どもがいなくて、誰も親戚、相続する人がいないので、これはもう将来的に町に寄付しないといけないのかなあというような話を私に言ってきたんですよね。それでそういったケースもあるのかなあと思ってましたけど、今のところは無いというところですね。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎税務課長。

○税務課長（山崎昇君）

今、税務課として受けた案件はありません。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解いたしました。今後この空き家の要因、原因として、やはり空き家、特定空家を無くすこと、増加をさせないことだというふうに思いますけれども、今回インターネットや広報紙による所有者の維持管理の意識啓発という町長の答弁もございました。長崎県宅地建物取引業協会に設置している相談窓口などノウハウを紹介するということでもしたけども、このインターネットや広報紙による啓発、今後どのくらいの形で頻度は行えるものなのか。全体的に全員に啓発をしていくということでもよろしいんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

頻度という形で、月何回とか年何回とかという形ではなくて、常時広報紙とかインターネットでは話はしていくものと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解いたしました。これまで著しく劣悪な状態である特定空家、12月の同僚議員の質問で、これまで指導、命令等は行っていないという答弁をされておりますけれども、今後個人宛てにこのような指導と言いますか、助言と言いますか、個人宛てに手紙や郵送や電話などで、まずは指導または勧告を行うことは考えていないのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

これは今までも行なっておりますが、あくまでも所有者に対してお願いという形で文書もしくは口頭でのお願いに当たろうかと思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

そのお願いっていうのが1回出してお願いなのか、2回3回出してまたお願いなのか。結局お願いをしても何の対策も取らないとか、今後全く解決できない。それを何年待てばお願いなのか。そこのところはやはり助言だけではなくて、指導や命令までいかなくても勧告まではできるのではないかなというふうに思いますが、再度どうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

そこに関しましては条例もしくは要綱、先でまた話があろうかと思いますが、そういった形で初めて町として動けると。正式にですね。そういった場合に特定空家の認定。これももちろん協議会等を作ってからという形になりますけど、そういった形で特定空家の認定ができた時点で、次のステップに進もうと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

今後期待をいたします。特定空家の認定に対するデメリットなんですけれども、これは先程言われましたように助言とか指導命令、強制代執行。また最終的には固定資産税等の優遇措置から外されるということですのでけれども、税務課にお聞きいたしますが具体

的にどのくらいの、どのような形で税金が掛かってくるのかをお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎税務課長。

○税務課長（山崎昇君）

税制面においての話でございますが、まず住宅が建っていた場合住宅用地の特例というものがあります。この特例によって固定資産税や都市計画税が軽減されております。特定空家の勧告を受けた場合に住宅用地特例が除外されるということになりますので、この関係で土地の分については税額が上がるという格好になります。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

よければ、どのくらい税額が上がるのか。具体的に。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎税務課長。

○税務課長（山崎昇君）

具体的に申しますと面積要件はございますが、課税標準額が固定資産税で6分の1、都市計画税で価格の3分の1になるんですけども、建物が建っていないものについては価格の7割に税率を掛けますので、一概に土地が6倍、3倍になるというものではございませんので、そこは御了承ください。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

それぞれの状態によって変わってくるということですね。基本的には固定資産税が6倍、都市計画税が3倍という形となるんですね、基本的に。家屋が建ってない場合はまた変わるということですね。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎税務課長。

○税務課長（山崎昇君）

建物が建っている場合には固定資産税、面積要件があるんですけども6分の1になる。都市計画税が3分の1。建っていない場合はその価格を10分の7した額になりますので、単純に6倍や3倍にならないということでお考えいただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解いたしました。このような特定空家に認定されると税金がそれぞれ上がるというようなデメリットがございますね。そういったときに例えばこれはもう20年30年経

って、本当にぼろぼろの状態で見える目もない、周りに景観も良くないとなってくると、非常にそのところ行政の方も対応していかないといけないと思うんですが、そこを、これは特定空家ですよ。じゃないですか。例えば行政が言ったときに、所有者はいやいやしっかり管理してますからって言って、そのような税制の問題の優遇があって認めないケースもあると思うんですが、そのようなときにはどのような対策を講じるのか。その辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

お答えいたします。特定空家の認定につきましては先程課長が申し上げましたとおり、協議会を経て認定という形になります。認定の形の中には必要な指針ということでガイドラインがございます。このガイドラインに沿いまして、それぞれ1宅、1宅建物について点数をつけながら認定の方に移りたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解いたしました。この特措法の第9条2項では空き家と認められる場所によっては立ち入って調査ができる。調査ができるというのは5日前までに本人に通知をしなければならない。本人が居ない場合はその限りではないというふうに謳っていますので、調査というのは要するに中まで入ってということになりますので、今後そういった対策、計画を講じるときにそういったところも多分入れていただけるんだらうなというふうに思いますので、まずは不当な空き家とか、特定空家を無くすことが前提となると思います。それから補助金についてなんですけれども、例えば長崎市は老朽危険空き家の事業促進のために、対策として空き家の老朽度を判定する基準の情報を町民に分かりやすく公表するための取組を開始する予定であります。例えば空き家を利用し事業をしたいと考える対象者に、空き家の情報を利活用したい人達が簡単に確認できる老朽度測定基準のチェックシートというのを作成をして、ホームページ上で公表する予定だというふうに答弁を長崎市の方はされておりますが、このような形、取組、本町も実行したらいいんじゃないかなと思います。いかがお考えになりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

先程補助金の話も出ましたが、この空き家に関することにつきましては、長与町自体にどうしても空き家は割合的に少ないものと考えておりますので、特にお隣の町とかはいろんな所で空き家が多いというのも聞いております。ですので先進地をよく研究して、今後できる分については活用する検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

いろいろな先進事例の対策を考えて行っていただきたいと思いますが、補助金についてもなんですけれども、例えば鳥取の日南町は空き家財道具等処分補助金というものを設置しております。これは上限10万円。それから茨城県の利根町は空き家子育て利用促進奨励金。これは中学生以下の子どもがいるところに5年以上居住をした場合に奨励金を与えるというふうな補助金を独自で出してるわけなんですね。このような対策も本当に空き家を無くすための対策として、また子育ての世帯に対する移住に繋がると思うんですがこのような補助金いかがでしょうか。本町としての考えはないでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

空き家に対する補助金につきましては、大きく言って2つあると考えております。まず利活用をするための補助金。それと除却するもしくは改築、こういったものを行うハード的な面ですね。そういったものを行う補助金とか助成金というのが全国、そして近隣の市町でもあるのは確認しております。県内でも多いのはどうしても移住に関する部分と除却部分が多いかと私どもの課では判断しております。これも先程とまた重なる答弁になるんですが、本当に長与町にとって除却が必要なのか、移住が必要なのか、それとも両方なのか、そういった部分を今後検討していったら本当に真に長与町に必要な補助金もしくは助成制度、こういったものを考えていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

除却は空き家再生推進事業の一環となると思うんですが、除去事業タイプと活用事業タイプと2つに分かれるわけですね。本町は29年度に社会資本整備総合交付金を使いましてこのような実態調査を行っております。そういったところで、例えば福井県の越前町は老朽化した空き家等を除去し、居住環境の整備のための集まる場所としてポケットパークに転用してます。千葉県ではラウンジポケットパークとして造って住民の勉強会や30人ほどの講演会をしたり、住民の癒しの場なども造って提供をしておりますけれども、今後調査をしてしっかりしていくということですが、こういった住民の集まる場、例えばポケットパークを学童保育、本町にしては学童保育や子育て支援の場、そして高齢者の憩いの場という拠点づくりをしたらいいかなというふうに思いますが、その辺り今後予定をしていただきたいなと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

この空き家につきましてはあくまでも町有地とか公有地ではなく、私有地になります。そのため、まず所有者との話が重要になってくるかと思えます。そこで初めて話がつきまして、そういった事業というのは各市町行ってるかと思えますけど、それにつきましても近隣の状況、土地について所有者、所有権がどうなってるのか。その辺の考えも市町によって異なってるかと思えます。そういったものを確認しながら進めていきたいと思えますが、長与町で今すぐそういった事業を行う予定は今のところありません。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

今後、そういった状況になったら対策を講じていただきたいなと思っております。それから長与町空家等対策計画の策定なんですけれども、これにつきましては平成30年10月1日時点で、全国1,741市区町村のうち848が策定済み、48.7%は済んでおります。それから長崎県21市町のうち策定済みが12自治体、57.1%、約6割がもうこの対策計画を結んでるんですね。だから他市町の先例等を研究したいと申されましたけれども多分遅いんじゃないかって、もう半分以上6割が長崎県でもできているので、早くこれは今年度中に策定すべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今年度中というのはなかなかもう難しい状況ではあるんですが、計画としてはまず新年度に状況を、もちろん他市町の分を資料を集めて、話は進めていきたいと思えますが、来年度中というのは明言はできませんが、前に進めるようなお話で、協議会等も含めて条例化もしくは要綱化というように考えてまいりたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

来年度中には早く策定をしていただいて、そういった細かいこと、どのくらいの経過年数経っているのかとか、どういう状況なのかとか、劣化年数とか、そういったこともしっかりと把握してデータベースに落とさせていただきたいなというふうに思っております。条例についてもなんですが、条例というのはやはり要綱とは違って、確たる状況で中身のいろんな規定まで行うわけですけども、特措法によりますと、税金対策のための虚偽報告などがあつた場合には条例の中で罰則なんかも規定できるわけですね。その中で第16条による市町村の命令に違反したものは50万円以下の過料に処する。そしてまた立入調査を拒み、妨げまたは忌避した者は20万円以下の過料に処するとなっておりますので、そういったところで条例もきちっとした形で制定をする必要もあるのでは

ないかと思いますが、再度、お答えをお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

条例で行うか、要綱で行うかは、まだ決めておりません。過料につきましては、議員がおっしゃられました上位法に則ってやっていくものと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解いたしました。次の空き家バンクなんですけれども、空き家バンクに関しては国土交通省がホームページにも掲載しておりますけれども、消費者に公募を選定して2事業のLIFULLとアットホームという所が運営をしている全国版空き家バンクっていうところがあります。これは全国の603自治体が参加をし、9,000件の空き家の物件が登録をされていて、既に1,900件が成約を果たしているというところでありまして、先程町長が答弁で長崎県宅地建物取引業協会でもそういった情報を、空き家売りたいとかいったときには紹介も窓口してるというふうにおっしゃってましたけれども、このように長崎県宅地建物取引業協会では情報量は非常にかなり少ない状況になって、私もホームページ見たんですけどほんとにかなり少ないなっていうふうに感じております。やっぱり国土交通省が公募してた全国版空き家バンクというしっかりとした、全国からのアクセスが多い。そして国が情報提供の充実を図って空き家のマッチングをするというところで地域活性化にも繋がると思うんですが、この全国版空き家バンク、再度参加するっていうか、安心して情報提供を町民にできるというところできかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

御質問の全国版空き家バンク。これは全国版は全国版、自治体版は自治体版というふうに区分けをして運営されているわけではなくて、自治体の取組の集約がこの全国版であるというふうに認識をしております。本町で先程町長の答弁がありましたとおり、現在のところ考えてはいないというところなんですけれども、御案内のとおり、この空き家バンクというのが空き家の所有者と利用を希望する方のマッチングをするという仕組みでございまして、現状県内でも、例えば離島だったり過疎地域っていう所は不動産事業者自体取り扱う物件が少ない。それは議員今おっしゃったとおりで、では自治体の方でということを取り組まれているというふうにお聞きをしております。開設する場合には、当然物件の掘り起こしということになるんでしょうけど、現状において空き家の件数が少ない状況、それと実際の賃貸とか売買の交渉契約っていうのはやはり個人同士になりますので、そこには一定不動産事業者等が介入をするということになろうかと思えます。未

然にそういったことを解消するために、先行自治体ではそういった不動産事業者に委託をしてそういった取組をされてると。一定経費も掛かるというところですので、繰り返しになりますけれども、現状においては検討はしていないというところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

でも、これも離島で新上五島町ではホームページにこの全国版空き家バンクとリンクをしてホームページを実際自分のところのホームページと一緒にリンクをして貼っていると。そして空き家バンクの登録情報を多く発信をされてる。これは本当に写真を撮って、いろんな住所も載せてちゃんとどのような空き家があるのかという情報も発信して、利用者からはやはりもう新上五島町に今移住したいというような問い合わせが非常に多いと。人口も増えているというところで、やっぱり若者たちも移住するためにはこういったこともあろうかなって言うふうに思います。

次に、時間がないので行きます。それから長崎県の移住者向け住宅確保加速化支援事業、令和元年度1,000万の予算、令和2年度では1,220万円の予算というところで補助金を設定しております。本町も1年度、2年度はされてはいらっしやらないんですが、令和3年度に向けてこのような長崎県の補助を活用して、ネットワークを組んで空き家の減少を図る取組を行おうという気持ちはないでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

多分議員が言われたのは移住者向けの部分がメインが多いかと思いますが、この推進事業につきましては、あくまでもまず空き家がある。空き家のニーズがある。もちろん物が無いといけないという部分があります。先程政策企画課長も申しましたとおり、長与町内におきましては基本的には住宅の需要がっておりますので、空き家等が大きく出てくるかと言われますとなかなか微妙な部分があるかと思っておりますので、今のところ、この事業を活用して事業を行う予定は考えておりません。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解いたしました。今後必要になったら、令和3年度までの状況ですので、いろいろな形で今後補助金を使って活用していただきたいなと思います。それから所有者不明土地なんですけど、現在本町では該当する土地の有無や状況については、本町は把握していないというところで答弁をされたんですが、30万円未満の土地は納税通知書も送っていらっしやらないという前回答弁があったんですが、正式に今後30万円未満の土地は調査をしてないので、そのところは分からないというところよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎税務課長。

○税務課長（山崎昇君）

土地については30万円未満で免税点というものがあまして、それ以上の方については納税通知書を送っております。それ未満の方については納税義務がございませんので、通知書を送っておりませんので、調査というのは特段やっていないという状況です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

今後30万未満の土地にしても、もし不明者がいらっしゃったら所有者との協議の上で利活用したいという人があったら、今後取組の方法もあるんじゃないかなっていうふうに思うんですが、そういった協議の上であると思うんですけども、今のところはしない。そういった調査もしないし、分からないというところでよろしいんですね。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎税務課長。

○税務課長（山崎昇君）

課税の内容になりますのでどなたにでもお教えするということは私どもでできません。登記簿上の所有者がどなたであるかっていうのは調べることはできますので、調べていただくことは可能となります。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

利用者が登記簿を調べたいってなったら、本町では法務局を紹介するのか、窓口で教えるのか。法務局を教えるということではよろしいんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎税務課長。

○税務課長（山崎昇君）

長与町においても簿冊がありますので、手数料を払うことで調べることは可能です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解しました。そうですね。最後に空き家、特定空家ですね、空き地に対して。

○議長（山口憲一郎議員）

これで安部都議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時15分まで休憩します。

（休憩 14時02分～14時15分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、中村美穂議員の①子どもを産み育てやすい環境整備の充実についての質問を許します。

5番、中村美穂議員。

○5番（中村美穂議員）

皆さんこんにちは。早速質問に入らせていただきます。私は今回は大きく1つの問題について質問をさせていただきます。子どもを産み育てやすい環境整備の充実について。県内は人口減少が加速し、長与町も少しずつ人口減少が見られます。町の施策として定住移住促進や高田南土地区画整理事業、結婚相談事業、子育て環境の充実などにも取り組んでいます。しかし、近隣の自治体と比較して、より住みやすい環境の整備や魅力の発信をしなければ、人口の増加には繋がらないのではないかと思います。そこで、本町の現状と課題についてお伺いします。（1）特定不妊治療助成事業について、（2）保育園の待機人数の現状について、（3）保育園の障害児、医療的ケア児の受け入れの現状について、（4）小学校の障害児、医療的ケア児の受け入れの現状について、（5）長与町の情報発信の現状と課題について。以上質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。4点目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会の方から回答いたします。私の方からは、その他の御質問につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。まず1点目の御質問でございます。特定不妊治療費助成事業の現状と課題についての質問でございますが、全国の特定不妊治療費助成件数の推移は平成26年度が15万2,320件、27年が16万733件、28年が14万1,890件、29年が13万9,752件と、平成27年をピークに減少傾向にあるようでございます。対しまして長与町民の助成件数は平成26年度が44件、27年度が57件、28年度は45件、29年度が46件、30年度が53件と大体50件前後で推移をしておるところでございます。子どもを授かりたいと望む御夫婦にとって、不妊治療は身体的にも精神的にもそして経済的にも大きな負担であることと思っております。生活と治療の調整、辛い治療に耐えても妊娠出産に至らない場合の心身へのダメージ、治療の休息や終結の決断など様々な困難や悩みが生じていることと推察をいたしております。不妊の相談につきましては、ほとんどの方が直接医療機関へ行かれている現状にありますけれども、精神的負担の軽減につきましては、こども政策課の総合相談窓口や不妊に特化した相談に対応している不妊専門相談センターを御案内するなどして支援をしてみたいと思っております。また、経済的負担の軽減につきましても何らかの支援ができないか、検討を重ねているところでございます。

2点目の保育園の待機人数の現状での御質問でございます。保育園の待機児童数につきまして、平成29年4月が6人、10月が25人、平成30年4月が9人、10月が6人、そして平成31年4月が0人、10月が5人となっており、保育所の待機児童対策につきましては、子育て支援の最優先課題と位置づけております。定員の変更や施設整備など保育定員を増やすよう進めてきたところでございます。その結果、今年度当初は待機児童ゼロでスタートいたしましたが、年度の途中では待機児童が発生している状況でございます。今後も待機児童を出さないよう関係機関と協議を続けながら、定員の変更並びに施設整備に取り組み、安心して産み育てられる環境づくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に3点目でございます。保育園の障害児、医療的ケア児の受け入れの現状という御質問でございます。保育園の障害児の受け入れ状況につきましては、平成29年4月が4人、10月が5人、平成30年4月が7人、10月が11人、平成31年4月が10人、10月が14人となっております。保育園の障害児の受け入れにつきましては、障害手帳をお持ちの方や障害児の手当を受給されている方につきまして、障害児として認定し、所得に応じて保育料が軽減され、また、園に対する給付費も加算されることとなっております。さらに園に対し、町単独で障害児保育事業補助金も支給をしているところでございます。そういった中で課題といたしましては、入所後の成長に従い見えてくる発達障害の疑いのあるお子さんに関して、保護者の理解を得なければ病院受診等に繋がらず、障害児として認定することが難しい状況にあります。実態といたしましては、手帳の取得や手当の受給等に繋がらない方がおられるため、個別に支援が必要な数は先程申しあげました障害児の数を上回るものと捉えております。今後も巡回支援等におきまして、園に対する支援を行いながら保護者への理解促進に努めてまいりたいと考えております。また、医療的ケア児の受け入れの現状につきましては、現在のところ入所申し込みが無く、受け入れはゼロ人の状況でございますが、新年度の4月入所申し込みの中に医療的ケアが必要なお子様がお1人おられました。現在受け入れの方向で準備を進めているところでございます。医療的ケア児の対応につきましては、コーディネーター養成講座や痰吸引等の実施研修の受講をはじめ、勉強会の開催や実態調査及び報告会の開催など、体制づくりに努めてきたところでございます。しかしながら、医療的ケア児につきましては、心身の状態や日常生活に必要なケアの内容がお一人お一人異なることから、医療機関との連携が必須となってまいります。体制が十分に可能な状況であるかどうか見極めながら慎重に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

次に1番目5点目でございます。長与町の情報発信の現状と課題という御質問でございます。本町の情報発信といたしましては、広報ながよと町公式ホームページにおける情報発信が主なものとなります。自治体の顔となる広報紙におきましては、町民の方に読みやすい、伝わる広報紙を念頭に作成をし、お届けをしておるところであります。またホームページにおきましても、暮らしや手続き、子育て、教育など生活に関係するも

のから観光や歴史など、長与町に関する様々な情報を網羅いたしまして、情報発信に努めてまいっております。平成28年度には、本町の結婚、子育て世代に特化したサイト、「大きくなーれプラス」を開設し、きめ細やかな情報発信を行っているところでございます。今後も引き続き、広報ながよやホームページ、SNSなどの情報媒体を活用いたしまして、町が行っております施策、特に子育て、教育、健康づくり、そして様々なイベントや行政情報など、地域活動を盛り込みながら、なお一層、長与町の魅力を町内外の方へ発信していきたいと思っております。また、来年度には町ホームページのリニューアルを予定しております。このことによりまして、スマートフォンやタブレット端末にも対応できるようにするほか、高齢者や障害者の方など、誰もがより利用しやすいホームページの制作に努めておるところでございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

私の方から中村議員の1番目4点目の小学校の障害児、医療的ケア児の受け入れ状況の御質問にお答えいたします。本年度小学校に開設されている特別支援学級に在籍する児童数と学級数を区分ごとにお答えいたします。知的障害学級17名5学級、肢体不自由学級4名2学級、病弱・身体虚弱学級1学級1名、難聴学級5名3学級、自閉症・情緒障害学級23名5学級となっております。医療的ケア児の受け入れはございません。私の方からは以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

それでは順番に再質問に移らせていただきます。まず1点目の特定不妊治療の件なんですけれども、現在、特定不妊治療の本町独自の一部助成というのは行われておりませんけれども、特定不妊治療に対して、本町の方に問い合わせというのは年間どれくらいありますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

特定不妊治療助成に関する問い合わせですけれども、年間に数件、2件から3件というところで推移をしております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

2件から3件というとても非常に少ないのかなと思うんですが、内容が不妊治療ということもあって、なかなか電話で問い合わせするというのも難しかったり、またはインタ

一ネットの検索や、実際に治療を始められる方につきましては対象の医療機関での恐らく助成の案内っていうのがあろうかと思うので、実際にお問い合わせっていう件数は少ないのではないかというふうに私は考えております。ただ、10年以上前の話ですけど、そういったときには全く国も何の施策を打たず、全て自費ということでしたわけですけど、やはり私は本町もその産み育てやすいつて、今回は子育てっていうのはそこも含まれるのではないかと思いましたので、本町独自のプラスされる補助金の創設をしていない理由は、財政的な面も一番大きくあるのかと思うんですけども、今、創設されていない理由っていうのは、こういったものが挙げられるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

県内で多くの所が助成をしてる中で、本町では今のところ取り組んでいないというところになります。優先順位をつけながら、いろんな子育て支援事業に取り組んでいるんですけども、日頃からいろんな子育て講座に来てらっしゃる方とか、支援センターを利用されていらっしゃる方に、アンケートですとか御意見いただくんですけども、なかなかその部分での御意見っていうのは、こちらの方まで届いてなかったというところもございますし、それはもう既に子どもを産んでしまった方、妊娠をされた方が対象であったというところもあったのかなっていうふうに1つは思っております。ただ、今の現状を考えますと、町としましても非常に必要性は感じているところがございます、あともう一步のところの背中を押してあげる事業にはなるのではないかと考えておまして、試算等も長与町の方でもやっております。ただ、現時点では優先順位的にはほかの事業の方を優先させていただいているというような状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

試算等はされているんですね。近隣の自治体、お隣の時津町とか諫早市、県内でも独自の一部補助をされている所があります。結婚してどこに住むかという選択にも私は影響があるんじゃないか。先程お聞きした年間50件程度申請をされているということは、これが少ないってとるかどうかだと思うんですね。この不妊治療というのは、私も何人かですけど直接聞いたこともあります。精神的、肉体的な苦痛、それから夫婦で取組まなければならない。それに通院とか、自分の仕事をしながらだと非常に難しいとかいうことがあるんですけど、その原因がどちらにあるかとか、そういう特定をされるまで時間も掛かりますし、治療を続けているんだけど、子どもを授けずに諦めた人にはそれぞれの理由はあると思われませんが、私は何名かから聞いた話なので少ないかもしれませんが、最終的には経済的な理由。いろんな面で精神的にも肉体的にも本当に辛かったけど、妊娠ができてお子さんを出産するまでに至らなかったというケースが幾つもある

るわけですよね。そういった場合、最終的には経済的なことで諦めましたっていう声を聞きますので、私は本町独自の、県の事業ありますけれども特定不妊の一部助成を検討してみることは必要なことではないかと思うんですけども、再度いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

本町で全く検討していないということではなくて、検討はさせていただいております。助成状況も見ますと1回につき5万円している所もあれば、多い所は25万とかまちまちでございました。長与町でどういった支援ができるのか、いろんな試算も重ねているところです。ただ、例えば来年度であれば無償化の問題ですとか、現物給付ですとか、やはり住民ニーズの多いところから先にさせていただいているという状況で、こちらの方でも検討を十分重ねて、時期が来ましたらお願いをしていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

少子化対策という言葉は私も良くはないのかなと思うんですね。純粹に長与町で結婚されて、住んでいただいて、子どもが欲しいって思われてる方のお力添えになればということで考えておりますので、是非今後道が開ければと思っております。

では次の2番目の保育園の待機人数、待機児童と一般的に言うと思うんですけども、そちらに移りたいと思います。おおむね保育園の入所に関しては、育休明けの1歳前後から2歳ぐらい、要するに保育園で言うと3歳未満児っていう表現をされてるようですが、そういうお子さんが多いのではないかと思います。当然3歳以上と3歳未満だと1人の保育士が見る人数っていうのが大きく違いますので、そこで年齢が上がればクラスに入れるっていうような、人数が増えるということも分かっているんですけども。私も町のホームページを見まして、保育園の空き状況っていうのがアップされてますので、窓口で直接申し込みしないと今の現状が分からないのではなくて、そういった意味で情報公開がなされているなというふうに感じました。そこで保育園の申し込みについて育休明けだったり、仕事を始めるに当たって、窓口の対応についてなんですけれども。入所希望の申請をする際に、希望する保育園、第1希望から幾つ書けるのか私もちょっと希望したことがないんで分からないんですが、書いていくと思うんですけども。その保育園が待機のお子さんがある場合は、町の方が分かると思うんですよね。そういう場合はまずどのようなアドバイスをされるか教えていただけますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

保育園の入所につきましては、御家族の方が必ず入所希望っていうのを書くんですけ

ども、1か所とか2か所書かれる方が非常に多うございます。保育園の空き状況というのを議員がおっしゃられたようにホームページ上でも公開をさせていただいております。それを見ていただきながら、今、ここが空いてなくて、ここだったら入れる可能性が高いので、良かったらほかの園も御検討いただけませんかということで、申し込み希望の園をたくさん書いていただくとか、こちらの方がということで御案内を差し上げるような形で御案内を窓口の方では対応させていただいているような状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

希望には、お子さんを預けるに当たって通園距離、自宅から近い保育園を選ばれるとか、入学予定の小学校の校区。いろいろ今は調べられますから保育園の特徴を調べてここが良いというふうなことで皆さん選ばれるんだと思うんですけども、その範囲を広げていただければ可能性、実際待機の期間というか、もちろん空かないと入れないっていうこともあると思うんですが、選択肢が広がって短くなるという認識でよろしいですか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

保育園が空かないと入れないという場合もございますし、年度の途中で新しく保育士を雇用して、例えば保育士1名雇用をしましたら、ゼロ歳児だったら3名入る。1、2歳児だったら6名入るということで、×（バツ）であっても翌月の保育園の状況が変わってきまして、入れたり入れなかったりということがあるんですけども、現状で空いてる園っていうのもございますので、どうしても入らないと仕事の都合が困るんですけどいう方には、是非入れるようにこちらの方を書いて頂けると非常にありがたいという話はさせていただいております。もちろん御住所等も分かっておりますので、なるべく校区に近い所あるいは1園ですけれども送迎ができる園とかもございまして、そういった内容も御案内をさせていただいているような状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

先程から私何回か少子化って言ってますけど、子どもが少ないって全国的に言われている中、待機人数、待機児童がいるっていうことは、逆に言えば長与町は若い世代がいて未来が少し明るい。これ私だけポジティブな考え方かもしれませんが、そういうふうなことにも取れるのではないかと思います。しかし子育て世代の方々に対応していくために、町内には保育園、こども園、非常に私の中では多く充足してきているのかなと思われるんですけども、今後の対応で先程課長が答弁をされましたけれど、途中で保育士を増員して雇っていただいたりとか、そういうことで増やしたりという対応はさ

れていると思うんですけども、今後の対応について一般的にはなかなか推計は難しいのかと思うんですが、子どもの数の推移とか予測というのはされているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

現在、第2期の子ども子育て支援事業計画の策定をしております。第1期が今年度で終わりました来年度から第2期がスタートするわけなんですけども、一定やっぱり子どもの数っていうのは減少傾向になっております。本町においてもですね。あと保育所の待機児童なんですけども一定落ち着いてきまして、年度当初にはゼロ、年度の途中で現在5名の待機児童が発生をしているような状況でございます、この部分も令和2年度に施設整備を計画させていただいております。2年度の当初予算でもお願いをしてるところなんですけども、この施設整備が完了すれば本町の待機児童というのも一定解消ができるものとして、2年度で整備が完了する予定ということで考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

令和2年度には一定解消されるのではないかとということで、是非期待をしております。次に保育園の障害児と医療的ケア児の受け入れについて、まず障害者の受け入れについてですけども、生まれながらに障害があるお子さんと、手帳を持ってらっしゃるか手当を支給されてるといふことがあるかと思うんですけども、障害と言っているのかどうか言えないんですけど、入園されてまだ小さいので発達が遅いだけではないのか。先程町長答弁にも、保護者の方の判断といいますか、御理解ということがあられるということですけど、障害児ということで受け入れを先程人数をお聞きしましたけれども、医学的にまだ判断がつかないけれども配慮が必要なお子さんもいると思うんですね。そういうお子さんは人数を聞くのもちょっと難しいかと思うんですが、先程の障害児の方以外にそれぞれの園、総数で結構ですので配慮が必要な人数というのはわかりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

発達に関する対象児童の数、これは大枠でしか掴めておりませんが、児童発達支援の事業所を使っている子どもが60名前後いらっしゃいます。あと長与町独自で事業をしておりますひばり学級の方にも50名ほど通っておられます。ただ、この方々が全て発達障害児ということではございません。やはり気になるお子さんといいますか、なかなか集団の中で入っていけないとか、指示が通りにくいとか、そういった子どもを含めたところで見えておりますので、今、110名ほど申し上げましたけれども、このお子さん全てが発達障害児というわけではなくて、やはりちょっと気になるお子さんと

いうことで後方支援をしてる数が今申し上げた数値となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

全ての方がそういう対象ではないにせよ、それぞれの保育園でそういう配慮が必要なお子さんが、障害があるお子さんと別にたくさんいらっしやれば保育士を増員するとか、加配って言うんですかね。通常的人数では1人でいいかもしれないけれども、2人必要であるとか、そういった事情も出てきてるかと思うんですけども、現場の対応になろうかと思うんですが、そういう対応は現在されてるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今、申し上げました110名の方は、定期的に療育活動ということで支援をしております。一定その集団活動に馴染めるような訓練等をしておりますので、必ずしも加配が必要ではないということで、支援をしているということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

なかなか小さいお子さんは、発達が人よりも緩やかだったりとか、少し元気だったりとか、いろんな表現があると思うので、保育園の先生方が少し配慮が必要なのかなと思われても、保護者の方の認識と違ったり、でも療育とかそういった面で通っていらっしやる。それが全て発達に関する問題ではないかも分からないですけど、そういうケアをしてるということを知って安心をいたしました。保育園は、幼い子どもに細心の注意を払って保育をされているものと思っております。その中で医療的ケア児の受け入れは今年度ゼロということでお聞きしましたけれども、私のイメージではやはり病院だったり、自宅で療養をされて、逆に集団生活そのものができるのだろうか。正直調べてもなかなか難しくて分からないところがあったんですけど、そういった中で新年度、先程1名御希望があつてということで伺いました。そうした場合に、私の調べた中では医療的ケアっていうのは、本人か家族か医療従事者、要するに医師、看護師が行うものという認識はあるんですけども、通常の研修等を受けて保育士の先生が行えるケアは限定されると思いますが、どのようなものでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

一定の研修を受けまして、保育士の医療的ケアが可能になる分が喀痰吸引と経管栄養の2点になっております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

4月から受け入れをするに当たってですけれども、保育園の保育士の先生のための体制なんでしょうか。それとも看護師も常駐していただくというお考えなんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

実はこの研修も、講座の部分と実地の研修を両方受けて初めて認定をされるというもので、座学の方は終わってるんですけれども、実地研修はあくまでも入所が始まってからになってまいります。ということで必ず看護師の配置っていうのが必要になってまいりますので、高田保育所の方でも看護師を常駐ということで考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

医療的ケア児の受け入れについては、命に直結した保育になると思いますので、十分な体制を取られるということで。看護師の方を高田保育所に常勤していただくということですので、十分な体制で臨んでいただきたいと思っております。

では、次に小学校の障害児の受け入れについてですけれども、先程細かく人数と学級とを教育長に答弁をいただきました。その中で、車椅子のお子さんとかは長与小学校のようにエレベーターが設置されている学校に入学されたり、また、小学校が5校ありますから、その中で近い所とか、保護者の意向があると思うんですけれども、そういう中で通学をされているのではないかと思います。私を感じるのが、この数年と言いますか障害児の受け入れ、そういう学級が日々増えているような気がするんですね。それはその障害に応じたクラスを個別に特化しているから増えているように見えるものなのか。それとも前は特別支援の町外の学校に通われていたので、そういう方が急に増えたのではなくて、町内の学校に通えるようになったからクラスが増えたというか、人数が増えたというふうなことなのか。その点について御回答を願います。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

先程議員が御指摘のとおり以前は特別支援、今は特別支援学校というふうに呼んでおりますが、特別支援学校に進学をしてそこで学習をしていた子ども達ですが、特別支援教育の考え方が変わりまして、インクルーシブ教育と申しまして様々な機会に子ども達を触れさせようということで、保護者の意向によって校区内あるいはそれぞれ自治体の中の学校に通えるというふうなことの制度が変わりました。そこで学級数、あるいは児

童生徒数が増えたというふうなことでの印象をお持ちではないかというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

お子さんにとって一番良い選択になって欲しいと思っているんですけども、町内に特別支援学級ができて、そこに通うことのメリット、デメリットって言ったらちょっと難しい判断になろうかと思うんですが、そこでそういうお子さんがいることで、ほかの子ども達も優しい気持ちになったり、いろんなできないことを手伝ってあげたり、また、障害を持ったお子さん特有のすごく周りを和やかにさせるというようなそういったところもあろうかと思うんですね。そういう意味で、私としてはどちらが良いということは多分ないのではないかと考えているんですけど。先程保育園のところでも聞きましたけれども、障害児というはっきり分からない状況といたしますか、それが障害とか何とかってということじゃなくて、発達障害というのは障害とはまた違うこととは思っているんですけども、配慮の必要なお子さんというのも一定数いらっしゃるでしょうし、保育園でもお聞きしました保護者の方のお考えということもあろうかと思うんですが、そういうお子さん方の対応というのは現状いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

先程教育長答弁にございました特別支援学級以外のところで申し上げますと、友達との関係性をなかなか構築しにくいお子さんであるとか、先程議員御指摘の学習が定着しにくいお子さんで特別支援学級に入っていないお子さん方には、通級指導教室という教室を構えております。小学校で言いますと全ての小学校合わせて7クラス約100人程度の子ども達がそこに通っているような状況です。大体週に1回1時間程度、あるいは多くて2時間。そこで様々な人との触れ合い方であるとか、あるいは学習のやり方とか、そういったことを一緒に学ぶという機会を作っております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

分かりました。では、小学校で現在、医療的ケア児の受け入れというのはあっていないというふうにお伺いをしました。繰り返しになりますが、集団生活が簡単にできるものではなかったり、命に直結するような形があるので、私もやはり設備が整った学校に通った方が良いといたしますか、通うべき現状なのかなとっております。ただ、先程制度が変わって特別支援学級も町内の学校にクラスが創設された。そういう形になっているのかなと思うんですけども、将来的に私の考えといたしましたら、医療的ケア児と言いましてもいろんな方がいらっしゃるの、全てを簡単に受け入れることは恐らくで

きないと思うんですけれども、将来的には受け入れの対応、今後もしそういったお子さんが出てこれたら、そういった対応についてはどのように思われますか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今考えられる範囲で申し上げますと、先程ありましたようにまずは十分に保護者の方、そして教育委員会、学校あるいは医療機関、関係機関含めてそのお子さんにとって一番良い学習の機会というのは、どういうふうにすればいいかということ十分に話し合いをした上で、本町の公立の学校の方に進学をしたいというケースでは、養護教諭の中に看護師の免許、あるいは元看護師であった養護教諭がおります。県内に全てではありませんが何人かおりますので、人事配置の上でそういった養護教諭の配置を求めるといふようなことも考えておりますが、今は全て仮の話でございますので、そのときにあったところでまた検討を重ねていきたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

分かりました。全てが命に直結しますので、いろいろ様々なケースがあろうかと思えますので、もしそういうような相談や進学、入学希望があった場合に、より良い方法でそのお子さんの対応をしていただければと思っております。

では次の質問に移ります。長与町の情報発信につきましては以前にも質問をしたことがありますけれども、ホームページのリニューアルを検討されていると先程お伺いをいたしました。SNSの発信はより充実させなければならぬと考えます。町長の答弁の中にも子育てガイドブック「大きくなーれプラス」、そういったものも紙媒体じゃなく情報が更新されるという面では非常に良いのではないかと考えてるんですけれども。今日の朝ホームページのトップ画面は今コロナウィルスの対策というところで私も印刷をしてきたんですけど、例えばそのリニューアルに向けてなんですけど、今、深く入っていくと動画に辿り着くと思うんですが、例えば50周年記念で長与町のPR動画というのを作られましたよね。長いものは見ていただけないので、少し短かめのバージョンとかでトップ画面に持ってくるとか、中に入っていくと、どんどんどんどん行くっていうのは私も分かってはいるんですけれども、そうじゃなくて思い切って斬新に、斬新でもないかもしれませんが、少し変えていくっていうようなことも、変わったなっていうふうに思うものの一つになるのではないかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

50周年記念事業で作成しました記念誌、記念動画は3月末までホームページの右側

の中段ぐらいにちょっと小さくなって今もあるんですけども、50周年記念サイトとして掲載しております。4月以降につきましては、各項目に統合する形で残していきたいと思っております。現行のホームページがトップページに情報を集約した形となっておりますので、若干情報が探しにくい面もあるかと思えます。今後、分かりやすい、見やすい形でホームページのリニューアルに向けて検討していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

令和2年度にリニューアルで十分検討されるということでございますけれども、町長のほっとミーティングを県立大学の情報システム学部の先生と学生とされたということが広報ながよにも載ってございましたし、ほかの議員の答弁の中であったかと思うんですけども、別にホームページのリニューアルのための勉強ではありませんけれど、そういう若い人の感覚とか、そういう情報に特化した人の知識っていうのを取り入れるといいますか、そういったものも重要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

先日、県立大学シーボルト校のセキュリティ学科の皆様とほっとミーティングをさせていただきました。その御意見の中でホームページにつきまして、もっとこうの方が良いんじゃないかという御意見も多々いただきまして、実は昨日学生に来ていただいて、うちのホームページの改善点とかを、今管理している業者の方と一緒に検討していただいたところです。近年全ての世代においてインターネット利用時間が増加しております。特に若年層はテレビよりネット動画、新聞よりネットニュースをよく利用する傾向が強くなっております。特に10代、20代の若者はSNSで情報収集する方が多い傾向ですので、現在活用していますSNS等を使い、より効果的な情報発信ができないか今後研究してまいりたいと思えます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

提案しましたが、先にもう終わってたということで了解しました。先程SNS、LINE、Facebook、Twitter、現在、長与町で利用されてると思うんですけども、若い世代に限らず普及しているのがInstagram。よくインスタ映えとか、そういうことで動画だったり写真だったりっていう、文字も制限があるのかどうか私もちょっとそこ詳しくはありませんが、そういうInstagramっていうのも非常に普及していると思えますが、こういったものの活用についてはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

SNSですね。現在の国内の利用状況を見ますと、LINE、Twitter、Instagram、Facebook という順番になっております。本町で行っております Facebook、Twitter、LINE、それに加えて Instagram というのも大きな情報発信の1つだと思っております。Instagram の大きな特色といたしましては、目で見て楽しめる写真や動画などビジュアルに特化した投稿となります。活用につきましては、担当者に過度な負担とならないよう考えながら前向きに検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

広報ながよを昨日配布されましたけれども、情報が多く、毎月楽しみにされている町民の方々も多くいらっしゃいます。広報ながよは分かっているんですけども。1階の受付の前で「住みたい町ながよ」というパンフレットをいただいて来ました。私は初めて見せていただきましたけれども、まさに長与町の魅力について住民の方々の声が掲載されていますけれども、このパンフレットはいつ頃作られたものなのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今年度、実際に移住者の取材ですとか、そういったのを経まして先日納品をされたばかりでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

私の今回のテーマの魅力の発信というところで、タイムリーなパンフレットだと思っておりますけれども、是非この「住みたい町ながよ」もホームページに掲載して、紙媒体で作られてますけれども、多くの方々に長与町の魅力を感じていただきたいと思えますがいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今回作成しました移住応援のパンフレットになりますけれども、こちらについては特にUターンを意識して、それをターゲットにした内容にしております。先程申し上げたとおり、実際の移住者のコメントを盛り込んでおりますし、たとえ一旦長与を離れたとしてもいずれ帰って来ていただきたいという思い。それから長与に住んでいた頃のふるさとを思い起こしていただければというふうに思っております。今月中にはまず全世帯

に配布をしたいというふうに考えております。これは町内にお子様だったりお孫さんだったりいらっしゃるって、今、町外県外の大学、もしくは就職という方もいらっしゃると思いますので、是非、帰省の折にでもこういったのが来てたよというふうに御案内をしていただければと思っております。そのほか、移住サポートセンターの窓口ですとか移住相談会、それから各施設に設置をして、町に興味を持っていただくツールとして、それと御提案いただきましたホームページですとか、SNSについても順次発信をしたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

せっかく作られたパンフレットですので、皆さんに多く目に行き渡るようにしていただければと思います。私は今回の質問は、長与町の子育て環境や教育は素晴らしく自慢ができるものと確信をしております。しかしながら、昨今の人口減少、様々な要因、進学や就職、転勤などあると思うんですけども、非常に人口が減ってることに対しては心配をしております。高田南土地区画整理事業等新たに住宅を購入されて住んでいただく中には町内移動、アパート等賃貸に住まれている方々が、長与町が良いので是非ずっと住みたいということ、移り住む方々も一定数はあるのではないかと思います。そこで長与町の強みですね。魅力をもっともっと発信して、必ず選んでもらえる町、この近隣どこに住もうかといったら必ず長与町を選んでもらいたいという気持ちが私にはとても強いので、町長がずっと標榜されてる、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと思えるまち。そして私は帰って来たい町。一度長与町を進学等で出られても、長与町がやっぱりいいから帰って来たい。帰って来たい町になるように期待をしているところでございますが、最後に町長のお考えをお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今日、縷々話を中村議員からしていただいた中で医療的ケア児っていう話が出ました。私はこの子育ての中の一環だと思うんです。医療的ケア児をどうしようかと。今話が出たように引き受けて良いものかどうかと。もう我々でそれはできるのかというのを非常に悩んだんですね。高田保育所とかこども政策課いろいろ話を聞きましたら、いや今その訓練をしてると。そうした方々を受け入れても何とかできる体制作りっていうことで、もう始めて、皆さん動いてたんですね。それでこれではできるんじゃないかなというふうなことで一応踏み切ったんですけども。これもやはり町民の中でも特に役場の方々が、そういった受け入れに対して積極的にやっばやってくれてること。こういったものがやっぱり以心伝心で町民の方々に伝わってるんじゃないかなと。それと最後に今日出ておりますけども、やっぱり情報発信。これによってそれを広くマスコミに乗せてやっ

ていくと。特に今は自然災害等々ひどく増えてますので、例えば役場の職員とか皆さん方が、今、川はこんなふうに氾濫してるよとか、今この山はこうなってるよっていうのをアップしてもらって、それを全体で共有できると。そういったものが瞬時に分かるような、そういった活用の仕方っていうのも研究の材料だろうと思うんですね。そういったものを1つ1つきちんとやり上げていくことが、今話が出てきました帰ってきたい町にも繋がってるんじゃないかなというふうにそういうふうに思ってます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

子育て環境も教育もどこにも負けない長与町、これを強力にPRしていただいて是非長与町で生まれ育ったお子さん方にはいろんな配慮をしながら、今後も行政の活動として進めていただきたいと思いますと思って私の一般質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで中村美穂議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時25分まで休憩します。

（休憩 15時10分～15時25分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順10、安藤克彦議員の①地域公共交通網改善計画について、②中尾城公園のスパイラルスライダーについての質問を同時に許します。

8番、安藤克彦議員。

○8番（安藤克彦議員）

皆さんこんにちは、早速質問に入らせていただきます。私は今回大きく2つの点を質問したいと思います。まず1つ目ですが地域公共交通網改善計画について。町が平成29年に作成しました地域公共交通網改善計画によると、町の公共交通はJR及び路線バスを中心に構成され、路線バスのサービス水準は全国平均よりも高い水準にあるとされています。また、役場などの町内の主要公共施設へのアクセスが悪い地域やバス停から一定の距離があり、かつ急傾斜地で利用が不便な地域などが存在していると評価しています。そのため、町としても各事業者に対し要望活動を行い、補助や一定の負担を行い、より利便性が高くなるよう環境改善に向けて取り組んでいると理解しています。また、町は平成29年度から立ち上げた地域公共交通会議で乗合タクシーについて検討を行い、翌年6月から2地区において定時定路型、平成31年1月からはデマンド型、さらに5月からはそれまでのデマンド型を改良した試験運行を行いデータを集め、本運行への可能性について模索しているようです。そこで以下の点について伺います。1、現在の町内バス路線の状況及び近年のバス路線の変更はどのような変更が行われ、住民ニーズに合ったものとなっているのか伺います。2、町内中心部をカバーする町内循環線の必要

性を感じますが、検討状況やバス事業者への要望はどのようになっているのか伺います。3、JR線増便の要望について伺います。4、乗合タクシーの今後についてはどのように考えているのか伺います。

大きな2つ目に中尾城公園のスパイラルスライダーについてお伺いいたします。度重なる事故により平成27年7月に利用を中止したスパイラルスライダーについて、昨年5月の全国紙に「2.8億円の滑り台町の重荷に」という記事が掲載されました。その翌月には産業厚生常任委員会所管事務調査の中で、中尾城公園スパイラルスライダーの現状と今後の取組が報告されました。また、その後の議会でも同僚議員から安全性やそのものの存在意義についての質問がされてきました。時を同じくして同年9月の新聞に「再開にめど」の見出しで報道され、再開に向けた流れが町民にも広く知れ渡ることとなりました。一般質問を聞いていても、町民の声を聞いていても、安全性やこれから掛かる費用について考えると、再開を手放しで喜べないのではないかと感じているところです。そこで以下の点について伺います。1つ目に、再開に向けた現在の状況と安全の担保についての考え方を伺います。2つ目に、これまで議論されてきたような危険性のリスクや整備に掛かる費用及び維持に掛かる経費をかけてまでこの事業を進めようとする意義について伺います。以上、答弁を求めます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今日最後の質問者であります安藤議員の御質問にお答えさせていただきます。1番目のバス路線の状況及び近年の路線変更についてのお尋ねでございます。本町の地域公共交通につきまして、路線バスは全国の平均的なサービス水準よりも充実しているという状況ではございますが、一部アクセスが悪い地域や時間帯によって利用が不便な地域が存在をしております。これらの課題を改善するため、地域公共交通網改善計画を策定し現在取組を進めているところでございます。近年の主な路線変更では、平成29年度に長崎駅から長与駅までのバイパスを経由する路線が新設をされております。また、既存路線の経路変更により、北陽台団地とイオンタウンへの乗り入れも実施をされております。30年度にはバイパス経由便の経路変更による運行時間の短縮や、本川内、琴の尾線の西高田線経由への変更など、今年度はミニバス、これはみかんバスのことですけれども、ミニバスの再編により時津方面へのアクセスが強化されたところでございます。路線の変更につきましては、利用状況などを踏まえた事業者の経営判断によるものもございりますが、本町としましては自治会や町の要望を事業者にお伝えし改善を要請しているほか、改善計画の内容につきましても協力をお願いしているところでございます。このほか、大学や学校などから事業所へ直接申し入れがなされる場合もあるようでございます。事業者におかれましては新たな市街地形成への対応、通勤通学の利便性向上など住民ニーズに応じた改善に努力していただいておりますが、限られた経営資源の中、必

ずしも全ての要望にかなう運行がなされるものではないといった現状もございます。

続きまして2点目の町内循環線の検討、事業者への要望の御質問でございます。町内循環線でございますが、20年ほど前には長与駅を基点といたしまして青葉台、県立大学シーボルト校、サニータウンを経由して長与駅に戻る路線がございました。このほか、町内のみで完結する路線や幾つかの団地を経由して時津と結ばれる路線などが運行されている時期もございましたが、利用者が伸び悩んだことから統廃合され、現在の形になっているようでございます。本町は当時と比べると町並みが大きく変わり、高齢化も一定進んでおります。こうした現状や改善計画における課題、改善策などをお示ししながら、町内横移動の改善につきまして事業者へ検討をお願いしているところでございます。

3点目でございます。JR線の増便についてでございますけれども、長崎新幹線鉄道利用促進協議会を通じ、毎年JR九州に要望を行っているところであります。本町におきましては特に朝夕の通勤通学時間帯の列車の増便増結について継続して要望を行っており、これまで諫早長崎間の通勤通学時間帯の増便などに御対応いただいております。こうした中、平成30年春に大幅なダイヤ改正による減便が行われたところでございます。本町はこれに対しダイヤ改正の再考などの緊急要望を行いましたほか、JR九州との協議の中で、本町におけるJRの利用者は増加傾向にあり、今後の需用の増加も見込まれるところから、住民生活への影響が懸念され減便は容認できないということをお伝えし、見直しを要請したところでございます。今年度におきましても、減便となったダイヤの回復も含め、増便増結につきまして引き続き要望書を提出するなど、鉄道網の整備促進について要請をしているところでございます。

4点目の乗合タクシーの件でございます。平成30年6月から町内2地区におきまして試験運行を実施してまいりました。この間、利用状況や地域の意見を踏まえ、運行ルートやダイヤの見直し、停留所の追加、運行形態の変更などを行いながら、当初の予定期間を延長し昨年11月に運行を終了したところでございます。結果としましては、一定の利用はあったものの、目標としていた平均稼働率50%、1便当たり平均乗客数2人に届かなかったことなどから、残念ながら今回は本運行を見送ることにいたしました。乗合タクシー等の今後につきましては、さらなる高齢化率の上昇や地域の要望等の状況に応じ、再度の試験も含めた持続可能な運行態様を検討していきたいと考えております。

続きまして、2番目の中尾城公園のスパイラルスライダーについてでございます。1番目の御質問でございますけれども、再開に向けた現在の状況と安全の担保についての御質問でございます。現在は、昨年度策定いたしました長与町公園施設長寿命化計画に基づき、令和2年度の詳細設計とともに令和3年度の改修に向けて、補助金等の利活用を含め準備検討を進めている状況でございます。また、スパイラルスライダー再開時の安全性の担保につきましては、遊具に関する安全基準に即して行うこととなりますが、詳細につきましては、来年度令和2年度に予定しております詳細設計の中で検討していきたいと考えております。

2点目の事業推進の意義という御質問でございます。中尾城公園は町民の皆様にとっての憩いと安らぎの場所であるとともに、町外の人々を呼び込み町内外の人々の交流の拠点ともなる重要な位置と立場にあるものと考えております。これまで中尾城公園におきましては年間おおよそ4万人の来場があり、スパイラルスライダーを利用している方は多いときで年間約1万人の利用があつております。多くの皆様から喜ばれていたものと考えております。そのため、以前に起きました事故等の原因を考察し、利用者の安全を優先的に考え、利用再開に向けた検討ができないものかということで進めているところでございます。今後も、スパイラルスライダーが長与町のシンボル、そしてランドマークとなり、中尾城公園が町内外の人々の交流の場として活用できるよう進めていきたいと考えております。しかしながら以前より申し上げておりますとおり、安全性の担保が確認できないと判断された場合には、再開ではなく別の方法による検討も必要になるかと思っております。集客が見込まれる公園だけに多くの人が集まり交流できるような施設、遊具の整備を今後とも研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

それでは再質問に移らせていただきます。通告順に従って公共交通関係を進めていきたいと思いますが、答弁いろいろありましたけれども住民ニーズというのを私も挙げてたんですが、この把握についていろいろなアンケート等を行ってきていると思いますが、今までのこういうことを行ってきた、あるいは今回先程ありましたけれども乗合タクシーは試験運行で終わるとのことなんですが、今後のニーズの掘り起こし、ニーズの把握ですね。これはどのように行っていくのか。今までとこれからについてお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

住民のニーズですが、まずはこれまでということで、以前新たな地域公共交通の導入についての可能性調査ということでアンケート調査を実施しております。そういった形でニーズを把握するとともに、そこに記された自由意見も結構な数ございまして、それを踏まえて地域公共交通網改善計画の策定に繋げていったということがございます。これまでもバスであったり、JRであったり利用に際して不便であるというようなお声もいただいております。そういった声が多数、例えば自治会単位でまとまった際には、そういった要望を町としても事業者へ要望しているという状況です。これからということでございますが、第10次総合計画策定に向けまして町民の意識調査を実施してます。その中で現在の第9次総合計画で実施しております42の施策の1つに公共交通というものがありますけれども、その充実度であったり、今後の重要性という項目でお聞きをした経緯がございます。充実度につきましては5年前に同じような調査をしたんですが、

それよりも改善をしてると。まだまだ不満はあられると思います。それと施策については、やはり今後高齢化も進んでいくということから重要ではないかという御意見をいただいておりますので、さらなるニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

分かりました。このニーズについてはあとからもう一度触れたいんですが、町内バス路線ですけれども、先程も一般質問の最初の部分にも述べたんですけれども、長与町は全国と比べても大変充実しているというふうな判断をされているようです。先程町長が20年前にあった路線とかという話がありましたが、私も長与町に住居を移して長与町民になって今年ちょうど20年になります。当時私は新興住宅地に移り住んだわけですが、バス路線は一本も入ってなかったんですね。今では先程説明がありました県営バスが長崎市に向けての川平有料道路を経由したものとか、あるいはその他のバスも大変増便されて、あるいは新設路線が加わって大変充実してきているなと思っていますが、一方、先程も言いましたように当時あった路線が消えていったという部分もあるかと思えます。長与町はバス事業者とは切っても切り離せない関係になってくると思うんですが、町がバス事業者に対して行っている補助金、負担金、実際にどのようなものがあるか。私1つ記憶しているのはバスの購入費用に対する負担金。予算で上がってきたのを記憶しているんですが、それも含めてどのようなものがあるかお示してください。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

これまでバス事業者に対する補助につきましては、議員が御指摘のノンステップバスの導入に際し補助をした経緯、それからICカードの導入、それと先般の更新に関する補助金を支出してきたという経緯がございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

当然、一定の支出をするということは一定の発言力もあるというふうに考えていいと思うんですよね。だから利便性の向上のためには要望をどんどん出していくべきだし、当然出されてると思います。そこをやっぱり強く要望をこれからもしていただきたいと思いますけれども。先程ありましたJRの増便については平成30年度に大幅な減便が行われて議会の中でも話題になったことなんですけれども、この要望に対してはなかなかJRもうんと言わないようで、当然JRも利益を上げないといけないということで、この見通しというのはやはり厳しいものなんですかね。少しでも、もう少し増やせないかというのが多分あると思うんですよね。先程答弁にありましたけれども乗降

客数というのは増えていると思うんですよ。それなのに減便された。すなわち1車両当たりに乗る人数が増えてくるわけですよ。通勤環境にも影響することだと思いますので、もう一度JRに対する要望等について、何かありましたらよろしくお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

JRに対しての要望につきましては、先程町長の答弁にありましたとおり特に30年春のダイヤの大幅な改訂のときには強く要望を申し上げたところで、例年1年に1回の要望のところを数度となく、文書でも、協議という場でもお願いを申し上げてきたところでございます。例年、ダイヤの充実であったり、バリアフリー化であったりと何点か要望をさせていただいておりますけれども、長与町では利用者はどんどん増えている状況ですけれども、JR九州全体で見たときになかなか利用が伸びないという現状もあるようです。そういったことから現在いただいているのは、増便増結については、現行長与の路線については車両ですとか運転手、そういったものを最大に活用しながら運行を行っていると。ただ、今後の利用状況を踏まえて個別に対応はしていきたいということも聞いておりますので、引き続き要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

分かりました。では乗合タクシー。2番目の横の循環バスの件もあるんですが、乗合タクシーの方に移らせていただきたいと思います。実は通告書を提出した前後に、ホームページで地域公共交通の第2回目の会議の結果が公表されてました。事前にこの公表をされた文書を知っていれば通告から外したかと思うんですが、なぜもう少し早く。1月に会議は終わってたわけですよ。で、結論もある程度そこで出していましたよね。です。これは全協か何かで、重大な事業ですので結論をもう少し早く説明して欲しかったなと思います。それを踏まえた上で再質問をさせていただきたいんですけれども、まず1点目ですが、もう結論は出たと思うんですけれども、その前に6月13日の地域公共交通会議の中で乗合タクシーの本運行に係る国庫補助申請についてというのをやっていると思うんです。これは書面協議となっていたんですけれども、なぜこの早い段階で国庫補助申請を。まず結論出たのは今年の1月ですよ。その半年前に国庫補助申請の話が進んでいたのか。これをまず伺います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この国庫補助についてですが、全ての乗合タクシーについて適用がされるというわけではなくて一定の条件があるんですね。例えば現在の既存のバス停から1キロ以上離れ

てるとか、一定の集積があるとか、そういった要件を満たすものについて補助があると。その要件を満たすために、その適用を受ける地域であるという認定を受ける必要がございました。仮に本運行に移行する場合に認定がないと補助を受けることができませんので、そういう地域だという認定だけは先にとっておく必要がございましたので、このタイミングで認定という形での補助金の申請をさせていただいたという経緯でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

私たちもこの地域公共交通の話が出てきた際に、先進地視察を行う中で地域公共交通を導入している自治体、あるいはやめた自治体等を視察させていただいて勉強させていただきました。見てきたほとんどの地域が赤字経営、あるいは複数あった路線を1本の路線に絞っていったり、あるいは料金は上げたり、なかなか経営的に苦しい状況で最終的に廃止に追い込まれる自治体、あるいは大きな財政負担を抱える自治体を見てきました。ですので私はこの地域公共交通の話が始まったときに、そのことを委員会審議等の中でも申し上げてきました。特に地域加速交付金ですか。あの際には議案としてバスの購入費用まで上がったの記憶しております。賛成はしましたけれども、その討論の中でもこの扱いについては慎重にするように、後戻りはできなくなるということを申し上げてきました。今回の場合も同僚議員が前にも質問したことあるんですけども、ニーズに本当に合っていたのか、この路線設定が。というのが一番問題だと思うんですけども、終わってしまったことで、あれっと思うかもしれませんが相当な税金を投入してきたこの検証を行ったわけですので、それは反省しなきゃいけない。今後またこういったことが起こるかもしれないけど、そのときのためにもしっかりと現実を見ていかなきゃいけないと思うんですけども、これ公表された議事録の中からの数字なんですけれども、まず、この地区を設定したのが中尾地区と道の尾団地、自由が丘地区。実は一般的な基準であるバス停から半径500メートルの円の外の地区は、この長与町には無いんですよ。一般的には500メートルよりも外にある地区を対象にした事業を行うことが多い。ただ、それは長与町内には存在しない。では、その次の要件の300メートルの範囲、あと標高50メートルというのがありますが、これは中尾団地が該当します。これにも当てはまらなかった半径100メートル、標高100メートルというのが道の尾地区に当たるわけですね。ということは、考えたら中尾地区の方が不便な地区ということになると思います。いろいろと乗合タクシーの試験運行の実施結果についてというのが公表されてるんですけども、乗降客数とか稼働率を見ると明らかに中尾地区の方が悪い状況。一番最後に行いましたデマンド型の運行の結果をお知らせしますと、デマンド型、いわゆる予約制で行った運行を見ますと312便動かすことを予定をしていた。なのに、そのうち27便しか運行されなかった。稼働率が8.65%というふうに出ています。これに対して道の尾地区に関しましては320便のうち178便運行された。

55.63%というふうになっています。1便当たりの乗降客数を見ても、中尾団地は1.15人に対して道の尾地区は1.54人と、明らかに中尾地区の方が利用されていないわけですね。ここを設定しているということですね。不便と思った地区なのに実は利用されてなかった。当然不便な地区だから運行しようという考えはわかりますけれども、果たしてそこにニーズがあったのかということ。不便と捉えるところと住民ニーズが一致しないと、やはり試験運行とかにも踏み切るべきではないんじゃないかなど。当然今回は終わってしまったことですし、仕方ないと言えば仕方ないんですけども。今までそういったデータを長与町は持っていなかったと思いますので。ただ、これはしっかりと反省しなきゃいけない部分かなと思います。この点について担当課としてはどのように考えますか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

ニーズの把握。この2地区を選定したのは、御案内のとおりバス停からの距離であったり、標高であったり、道幅が狭かったり、一定の集積があるということで、いずれも約400人程度の沿線人口があったということです。この地区を洗い出して一方的に町が運行しますと始めたわけではなくて、当然こういった結果を基に地域にお話をしまして不便ではありませんかと、こういったこと考えてますけれどもどうでしょうかという声は聞いてまいりました。例えば先にアンケートをするという手もあったかと思えますけれども、アンケートではやはり実際の利用者じゃない方が答える、もしくは理想論で答えられる、そういったことで正確なニーズが逆に把握できないんじゃないかと。で、地域に話しましたところ、やってみないと分からないという声もありましたので、確かに貴重な税金を使いながらということではありましたけれども、試験運行という形で実施をさせていただきました。その結果、利用があった地域、無かった地域というふうになったわけですけども、ここで得たデータは非常に貴重だと考えておりまして、今後高齢化が進む中で非常に有効なデータになっていくのではないかとというふうに考えております。実施をする中でもアンケートをとりながら、じゃあなぜ利用されなかったんですかと。現状においては約8割の方がまだ車を運転してるからという声もあります。これについては運行をお願いしておりますタクシー事業者も利用が増えるにはもう少し時間が掛かるかもしれないという御意見もいただいておりますので、こういったことを参考に今後も研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

まさに反省の結果というか良い財産がホームページ上で公開されております。これも同じく地域公共交通会議の議事録なんですけれども。この中に、ある委員の方が、これ

は多分最後の総括だと思うんですね。これは乗合タクシーを運行した事業者の方だと思いますが、特定の方の乗車がほとんどだったと。また、免許返納をしていない方は利用していない。やっぱりこういうところでニーズが分かるんですね。実際に運転された方が多分お話の中で聞き取ってこられた事かちょっとよく分かりませんが。あるいは実際に地域公共交通、乗合タクシーも全てがだめじゃない。紹介しますと佐世保市のまめバスは運行開始から8年経っており10路線のうちに2路線は黒字で行っていると。2路線黒字なんですよ。そのほか大分や福岡市などもうまくいっている。また西海市は先行事例として八女市など云々とあります。また、この方がおっしゃるには、やはりこういったことを行っていくには住民の方が主体となり、住民と自治体、事業者が一体となって検討する。やっぱり主体は住民だと思うんですね。住民が、本当にたくさんの方が、要望が上がってきて初めて、運行しても乗ってもらわないと続けていけない。住民の方が主体となって、住民と自治体と事業者が一体となって検討、チラシ配りやネーミング、我が町のバス、タクシーを作ろうとする動きが継続した利用に繋がるとあります。まさにこういった形で行われると事業がうまくいきやすくなるのではないかと考えております。先程今回得たデータというのはすごく大事なものと、財産だというお話がありました。今回、人数とか利用者数とかたくさん詳しいデータが公表されてるんですけども、やはり費用面についてももう少し公表していくべきじゃないかなと思います。あまり見られたくない部分かもしれませんが、一定どのくらい掛かったか。確かに1回当たりの経費とか、あるいは1人当たり町が負担した金額というのは見ることが出来ますが、やはりこういった事業を行っていく上で大体どのくらい掛かるものなのかということ。そういったのは大きく公表していいと思うんですね。あるいは、よその自治体にこんなのを出していきべきだと思うんですね、その点いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

経費についてですが、まずは委託を行ったときの経費を申し上げますけれども、当初の定時定路線運行の際が6か月で約127万でございました。今年度行った同じく6か月間の予約制の運行が約8万6,000円でございます。その公表について確かに公共交通会議の中ではお話しはしていますが資料としては出してはいなかったということで、その公共交通会議のサイトには確かに載ってないという状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

この件は終わりたいと思いますが、今回の地域公共交通、いわゆる乗合タクシーに関しては事業者の負担が大変大きかったんじゃないかなと思います。運行方法の改定に柔軟に対応していただいた。先程も申し上げましたけども312使用意している中で27

便しか運行されなかった。残りの時間というのは1時間前までは少なくともタクシーは準備してたと思うんですね。予約が1時間前ですから。でも実際メーター換算でしか長与町は払ってませんので8万円という支払金額になってると思います。多分、事業者としてはロスがかなりあったんじゃないかなと思いますが、今回の試験運行に協力していただいた。これはすごく感謝しなきゃいけないと思いますし、今回は試験運行は終わりとなりますが、先程言いました横の繋がり、横断するところ、その部分についてはやはりこれからもこの地域公共交通の会議の中で考えていただけたらと思います。

2つ目の質問に移りたいと思います。今回、私は新聞報道で最初にバーンと目にしたんですね。一般質問等でもあってましたけれども、この事業がなぜこの近年で動き出すことになったんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

この事業につきましては、いきなり動き始めたというわけではなくて、平成27年度に使用の停止を行ったあと、どうかして再開することができないかという考えの下、内部的には動いておりました。その中で、もちろん再開するにはお金が掛かるという部分がありまして、財源的なものをまず探しながら、費用が幾らぐらい掛かりそうか、こういったものを考えておりました。今回、進んだように見えたのは昨年度の町長答弁でも述べましたとおり、長与町公園施設長寿命化計画を作ることによって、ほかの公園施設とともに中尾城のスライダーも事業の対象に乗るんじゃないかという協議を県の方と進めておりました。その目処がある程度立ったので今回お話を進めさせてもらって、見た目的には動き始めたように感じたのかなと思います。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

私はこの事業の推進に対して違和感があります。正直に申し上げます。庁舎内で当然議論は行われたと思うんですけども、庁舎内で異論はなかったんですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

庁舎内で異論があったか無かったかというのはないんですが、協議をずっと庁舎内で行ってたというのが事実であります。先程申しました財源、ここがやっぱり一番重要な部分で、その後の活用についてこういった形でやっていけばいいかというのはいろんな会議でこういった形でやりたいと、できればという話は随時行っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

はっきりと異論はありませんでしたという答弁じゃなかったんですけれども、当然あると思うんですね。無かったら役場って何なのかなって。あれだけのものをどれだけ掛かるか分からない、今後の費用負担もはっきりしないようなものを、これから維持していかなきゃいけない状態になろうとしている。私は異論が無ければおかしいと思います。じゃあ一体幾ら掛かるのかってという問題ですけれども、説明の中では改修ってという言葉が使われてるわけですね。昨日の同僚議員の質問でもあったんですけれども、果たしてあれが改修で終わるのか。というのも事故が起こった機種ですね。おまけに昨日の答弁にもありました遊具メーカーが作った機種ではないと。となると、あれをそのまま使うというのは、あれを改修程度で何とかしようっていうのは余りにも無責任じゃないか。ましてあれで大怪我を負われた方がいるんですよ。それを改修でしょう。そのところ幾ら、どの程度を見込んでいるのか。まず、これをお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

この件につきましては、ずっと継続的な協議を行っている中でいろいろ変わってきた部分もあろうかと思えます。当初の考えとしてはやはり改修です。先程から出ておりますけど、今のものをどうにかして使えないかという形で計画をしておりました。ただし、今のところ今のものを改修して、私も答弁で出口を少し高くしたりとか、緩やかにしたらどうかというお話をさせてもらいましたが、実際のところその改修をもって安全性の担保、そういった答えを見出すことは今のところできておりません。そのため一番良い方法としては今のものから別のスライダーという形になりますけど、遊具的なもので同じ所に似たようなものを設置できないかという協議も進めております。2つの改修と乗せ換え、その両方の部分でまだ検討中という形でお答えしたいと思います。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

明確なというか大体の金額も出ないもんですかね。例えば一時期5,000万という話も出てましたよね。ただ、現実的に乗せ替えとなると5,000万ではきかないんじゃないかな。億に近いんじゃないかなと思うんですが。そのところいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

確かに改修等では5,000～6,000万という数字をこの前お答えしたと思います。乗せ替えの場合についてはまだ調査を行っておりません。そのため来年度行おうと考えております調査及び設計の概算費用を積算する来年度の委託、これによってある程度は

見えてくるものかと思えます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

私はもう億近いんじゃないかなというふうな感がしております。私は専門家ではないですけれども、相当な費用が掛かるんじゃないかなと思えます。財政的に見て問題がないことなんでしょうか。お伺いします。あと、財政からでいいですけど、補助金関係の話が担当課から出ていましたが、その点についてもお答えください。

○議長（山口憲一郎議員）

田中企画財政部理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

この問題に関しては財政的な面からも非常に判断が難しい問題だと認識しております。新聞報道にありましたように5,000万と仮に設定した場合2分の1国庫補助がございます。残り半分が9割の起債があり、交付税措置が若干ございますけれども、仮に事業費が5,000万とした場合に町の純粋な持ち出しは約2,000万掛かります。そういった中でこの事業をどうするかとの判断なんですけれども、こういった判断の難しい事業の積み上げが財政を圧迫していくというのも、財政としては非常に認識をしているところでございます。しかしながら、まず検証が必要なのは改修費用。これに見合うだけの効果、人を呼び込むとか、町の活性化に繋がるとか、そういった効果がのちに得られるかどうかということが判断の基準になろうかと思っております。安全が担保された上で、こういった効果がのちのち得られるのであれば、それは将来に対する投資であり、実施すべき事業であると財政は判断せざるを得ないと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

半分が国の補助金という話がありましたけれども、補助金ですかね。交付金じゃない。どちらでくるのかよく分からないですけども。満額もらえるというあれもないと思うんですよ。補助申請は行ってるんでしょうかというのが1つ。それと、当然補助申請も多分まだ設計もできないから行ってないんですよ。それと、今回当初予算には上がってきてません。この調査費用も含めてですね。そういったところも、なかなか私たちとしてもよく分からないし、あまり突っ込めない部分にもなるんですよ。調査費用が幾ら掛かるのか。私は調査すること自体に何百万掛かるかよく分かりませんが、そのお金もっとほかに使えないかと思うんですよ。だから、それは意見として申し上げておきます。先程ありました計画の中で取り換えてきたのは、いわゆる老朽化によって使えなくなった、危険性が増した遊具を取り換えてきたわけですよ。そもそも危険な遊具ではないわけですよ。そもそも危険な遊具を安全にしようと、あるいは取り換えよ

うとしているんですね。ですので、私としては一般の児童公園にあるような遊具とは、補助金云々は別として、考え方変えないといけないのかなと。あそこの遊具も町全体の遊具も換えました。では一番高い遊具に取り掛かりましょう、それではないと私は思います。交流の場とか憩いの場、あるいはたくさんの方に来ていただくとかいうのはあるんですけれども。昨日同僚議員も人数について言ってたんですけれども、利用初年度が約2万5,000人。それから2万人を超える年もありましたと言うけど、今までで2万人を超えた年はたった2か年。最初の年の平成6年と平成7年だけが2万人を超えました。平成7年度も辛うじて2万人を超えた状況です。2万1,700人ですね。その翌年になると1万5,000人台に落ちて、平成15年にはもう1万人を切ってます。もうひどいときになると4,000人台ですね。ちょうど平成21年、10年超えたぐらいから、かなりの補修費が毎年掛かってるんですね。100万単位、あるいは150万円ぐらいで補修費をずっと払っていつてるわけですよ、毎年ですね。そして平成27年に事故が起きたというふうになってはいますが、これは果たして本当にこれから多くの利用を望むことができるのか。ちょっとよく分からないですけど、利用者は有料利用者だけを示しているんですか。ちょっと担当課、手短にお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

利用者数につきましては、有料で滑っていただいた方のみ上げております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

となると年間1万人はちょっとオーバーな表現なのかな。最初の9年間だけは1万人を超えていたけど、あとは5,000人、4,000人、7,000人、6,000人と1万人をはるか切っている状況なんですね。人口が多い、子どもが多い時代です、これ。バブルの時代に計画されたものだと思うんですけれども、今、お荷物にちょっとなっている。これをまた新たにやっぱりしないといけないんですかね。私はそこ疑問なんですよね。同僚議員が今朝からいっぱいこれもしたらどうか、あれもしたらどうか、担当課はいやちょっと財政の面で、お金の面とおっしゃるんですが、これだけの1億掛かるかよく分かりませんが、多額の費用を掛けてまでこれにするよりも、公共施設のトイレをいち早くする方が先じゃないですかね。一昨年ですかね、公共施設の利用料、町民有料化しました。私もそれ議案には賛成しました。そこで得た金額って1,000万円いかなかったと思うんですね。あれだけ町民を怒らせておいてこっちに大きな額を使いますよ。これ町民が納得しますかね。それなら私は利用料を無料に戻した方がよいと思います。あるいは公民館の床、汚いんですね。表現悪いですけど。剥がれた所、浮いた所がありますよね、そこを張り替えるのが先じゃないですか。それよりも年間5,

000人、最初の年は多いかもしれませんが。目玉だから当然町も挙げて盛り上げるでしょう。でも結局尻すぼみになっていく事業なんですよ。尻すぼみになったところに維持費が乗っかってくるんですよ。当初の分は国の財政措置があるかもしれないですけども、途中の維持費には財政措置ほぼ無いと思います。それをこれからも補っていかなきゃいけないのか、町が。私はこれは、議員としては進めるべきではないと思いますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

中尾城公園ができたのは、長与町民に長与町に何が欲しいかというふうなことでアンケートを取りましたら、公園が無いというようなことで、そうしたら中尾城公園を造ろうということで公園ができたんですね。その中にエアロブリッジという橋も出来ました。そこに長い滑り台を造ろうじゃないかということになったわけですね。そういうところからスタートしたわけでありまして、現在の中尾城公園は大体3万人ですけども、スパイラルスライダーがあった頃は4万人ほど集客できた。4万人の人を引きつける集客力というのは、やはりそこに魅力があるから人が集まってくるということなんですね。長与町の中ではいろんなことをやらないといけませんが、いわゆる皆さん方が憩いの場、楽しめる場というのにも必要じゃないかということで、この公園はできて、そしてまたこの遊具もできたわけでございます。このスパイラルスライダーにつきましては、故障したときから何とか直らないかなということをもみんなで頭を悩まして考えていたわけでございます。しかしお金も掛かるし無理かなというところで、半分ぐらいは補助ができるんじゃないかなということであれば、安くできるようにすれば何とかかならんだろうかということで、この話が残ってるんですね。ただ、私は再三申し上げておりますけども安全性が担保できなかつたらやるべきはでない、次のことを考えるべきであるということでございます。今その安全性について、いろいろと検討している段階であるというようなことを御承知していただきたいということでございます。長くなりましたけども、それだけスパイラルスライダーというのは、やはり魅力があったと思うんですよ。あれだけの所に有料でも、ある程度の人を呼んだということは。そして、数が減ってきたのはこういった事故があつて、そして年齢制限とか身長制限とかいろんな制限を重ねてきた結果、こんな形になったんですね。だからもしこれがスムーズにいろんな人でも自由に楽しめますということであれば、もっと違うと思うんですね。結果。ただ、今、議員がおっしゃるような安全が一番大事ですから。この部分をまず、できるかどうかということは今検討しているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

町長は、中尾城公園は憩いの場。スパイラルスライダーを滑らなくても憩いの場なんですよ。私も1回も滑ったことはありませんがよく行きます。子どもを連れてよく行ってきましたし、子どももその当時は滑ってません。ですので、私は敢えてスパイラルスライダーじゃなくていいと思うんですね。これから造ろうとするものはもっと安全なもの。怖いから子どもたちも魅力があって、ドキドキするから乗ろうとするんですよね。これがおもしろくない、いわゆる平坦な滑り台だとどうなのかなど。民間事業者、いわゆるハウステンボスとかディズニーランドとかあぁいった所は、遊園地はより怖い乗り物をお金を掛けて導入しようとしています。当然、安全性の担保に対しても相当なお金を掛けます。でも、それに見合った利益が出るわけですね、利益を追求していくわけですよ。より怖い乗り物、よりスリルがある乗り物を導入することによって利益を得ようとする。1自治体がそこまでする必要は私は無いと思うんですよ。そこは町長の今後の賢明な判断を私は求めたいと思います。これから先も造る造らないを判断するのにお金を掛けるわけですよ。ここも私は先程の乗合タクシーじゃないですけども、本当に真剣に考えていただきたい。最後に質問ですけれども、仮に、重傷事故や死亡事故が起こった際は、誰がどう責任をとるのか。保険でお金を賄う。そういった答弁は要りません。人が死んだときには長与町はどんな非難を受けるか。ここまで私は批判をしています、止めた方がいいんじゃないかと。同僚議員からも疑問があると出ていました。仮にそういったこと起こった場合、どのように町は対応するのかお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

重症な事故や死亡事故というのは、もちろんあってはいけないことと考えております。ただ、先程議員が述べました保険で対応、ほかに何かあるのかっていう部分が逆に、町としてはもう謝罪をする。こんな感じですみません。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員がおっしゃってることに対して、それが無いようにするために今から研究するわけです。そこは私たちは責任をもって研究をします。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

私は真っ先に町長に手を挙げていただきましたかった。私が責任をとります。私の政治生命をかけてこれを導入しますと一言ぐらいあれば、じゃあと私は思ったんですけども。私はそのぐらいの気持ちでこれに取り組んで欲しい、導入するならばですね。あとは、こちら議会でどう判断するかという部分もあると思うんですけどもお願いします。

最後になりますけれども、町長、これから町長選挙に議会が終わったら向かわれると思います。これまで8年間、いろいろ議論してきたわけですが、ちょっと風がどうあるのか町長選は分かりませんが、御健闘をお祈りいたします。それと、あとはこの前にいらっしゃる職員の方、あるいは庁舎内にいる職員の方で、今年度退職を迎えられる方もいらっしゃると思います。私も議員になって8年、いろいろ多くの職員の皆さんに教えてもらいました。また退職されても、いわゆる会計年度任用職員や再任用という形で役場に残られる方もいらっしゃると思いますが、最近若い職員もたくさん増えてきております。皆さんが得られたスキルを今後とも、若手職員に引き継いでいっていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これで安藤克彦議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（散会 16時24分）